

地区個別計画に基づく基本計画書（西浦地区）

令和3年8月
蒲郡市

基本計画書（西浦地区） 目次

第1章 はじめに

1-1 基本計画の背景と目的	3
1-2 計画の位置づけ	3
1-2-1 これまでの取り組み	
1-2-2 本計画の位置づけ	
1-2-3 西浦地区個別計画の概要	
1-2-4 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み	
1-3 施設整備における各施設の基本方針	7
1-4 検討事項の整理	9

第2章 条件の整理と現状分析

2-1 計画地における現状分析及び法的条件の整理	11
2-1-1 再編対象施設の立地	
2-1-2 敷地の形状、周辺の道路、高低差の整理	
2-1-3 計画地の法的条件の整理	
2-2 既存建物の分析	17
2-2-1 既存建物の概要	
2-2-2 既設建物の老朽化調査	
2-3 再編対象施設における課題の整理	22

第3章 配置ゾーニングに関する考え方

3-1 配置ゾーニングに関する検討課題	24
3-2 配置ゾーニングの作成	26
3-2-1 配置ゾーニング作成の基本方針	
3-2-2 配置ゾーニング4案の作成	
3-2-3 建替え計画の検討	
3-2-4 配置ゾーニング図、建替え計画図	
3-3 配置ゾーニングの比較検討・評価	33
3-3-1 評価の視点	
3-3-2 配置ゾーニング4案の比較検討・評価	
3-4 配置ゾーニングに対する市民意見の聞き取り	35
3-5 配置ゾーニングの決定	37

第4章 基本計画図の検討

4-1 必要諸室の検討	38
4-1-1 小学校、中学校の必要諸室の検討	
4-1-2 公民館の必要諸室の検討	
4-1-3 児童クラブ室の検討	
4-1-4 駐車台数の検討	
4-2 交流空間の創出	42
4-2-1 交流空間づくりの基本方針	
4-2-2 交流空間に関する検討事項	
4-2-3 4つの交流空間の創出	

4-3	施設集合による部屋の共用と集約	44
4-3-1	部屋の共有と集約に関する検討課題	
4-3-2	部屋の共用と集約	
4-4	必要諸室の設定	46
4-5	基本計画図の策定	48
4-5-1	基本計画図に関する検討課題	
4-5-2	基本計画図の策定	
第5章 管理運営方法に関する考え方		
5-1	防犯計画	51
5-1-1	防犯計画の基本計画	
5-1-2	敷地内におけるセキュリティラインの設定	
5-1-3	建物内におけるセキュリティラインの設定	
5-2	新しい施設に求められる防災機能	55
5-2-1	前提条件と基本方針	
5-2-2	避難所として必要な機能	
5-3	管理運営方法の検討	58
5-4	ユニバーサルデザイン	59
5-4-1	ユニバーサルデザインの基本方針	
5-4-2	具体的な配慮事項	
5-5	設備計画に関する検討	62
5-5-1	施設用途に即した空調機器の選定	
5-5-2	省エネ手法の検討	
第6章 事業化計画		
6-1	概算事業費	65
6-1-1	設計及び工事に要する概算費用	
6-1-2	想定される財源の検討	
6-2	施設整備スケジュール	66
6-3	事業手法の検討	67
第7章 施設整備による効果		
7-1	教育環境の充実	68
7-2	交流の活性化	69
7-3	活動の拡大・充実	70

第1章 はじめに

1-1 基本計画の背景と目的

蒲郡市では、急激に変動する社会情勢に対応しつつ、「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めるため、便利で魅力ある公共施設の整備を進めています。

このうち地区利用型施設（小学校、中学校、保育園、児童館及び公民館）については、地区の皆さんの意見を伺いながら中学校区単位で地区内の施設の再編計画である地区個別計画を策定することとしています。

本計画は、地区の皆様の意見を参考に作成した西浦地区個別計画のコンセプトや期待される効果を実現し、西浦地区の新たな拠点としてふさわしい施設整備の手法を示すことを目的に作成したものです。

1-2 計画の位置づけ

1-2-1 これまでの取り組み

地域の特色を踏まえ、利用者にとって便利で魅力的な公共施設とするために「まちづくりと公共施設の将来を考えるワークショップ」を開催し、地区の皆様のお考えを伺いました。そこでいただいたご意見を参考に平成30年度に西浦地区における地区利用型施設（小学校・中学校・保育園・児童館・公民館）の再編内容や今後の取り組みを示す「西浦地区個別計画」を策定しました。

1-2-2 本計画の位置づけ

本計画は、地区個別計画のコンセプトを実現するために、西浦地区の機能を集合させる施設について、施設の整備方法や管理運営方法等を定めるものです。

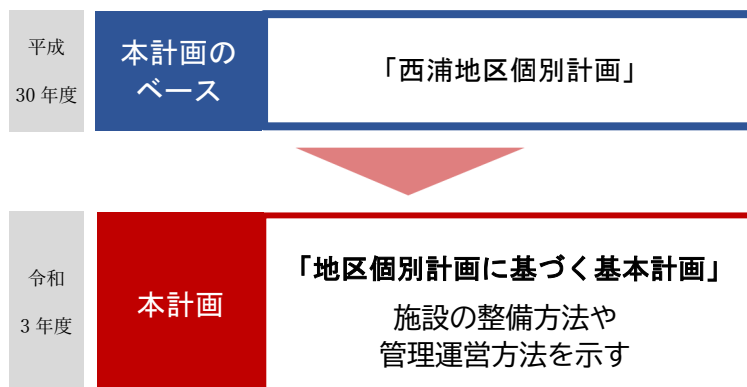


図 1-2-1 本計画の位置づけ

1-2-3 西浦地区個別計画の概要

西浦地区個別計画の概要、コンセプト、効果や配慮することなどを以下に整理します。本計画では、この内容を実現させるために、小学校、中学校、公民館及び児童クラブの機能を集合する施設の整備方法や管理運営方法等を定めます。

コンセプト 機能を集めてつながりを持たせ、「教育」と「交流」の拠点をつくる

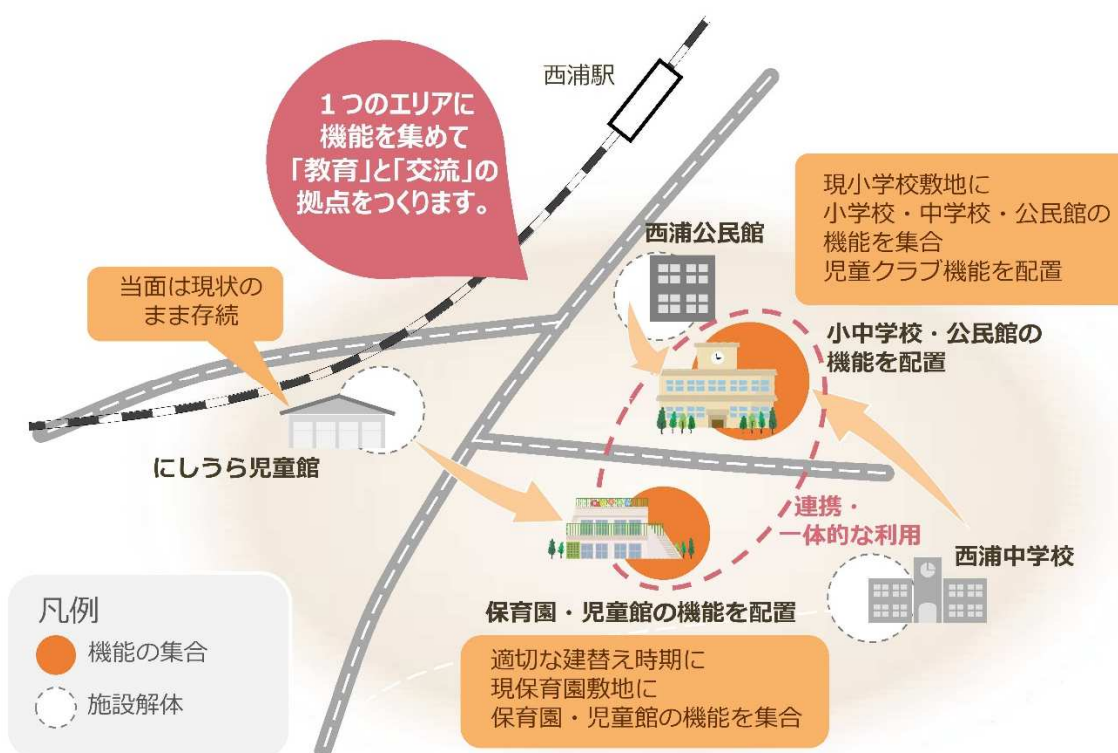


図 1-2-2 西浦地区 地区個別計画の概要

施設再編の内容

- 現西浦小学校と現西浦保育園の敷地を活用し機能を集め、互いにつながりを持たせることで「教育」と「交流」の拠点を形成します。
- 小学校・中学校・公民館の機能を現在の西浦小学校の敷地に集合させます。
- 児童クラブの機能は、小学校と同じ敷地に設けます。

整備を進める上で配慮すること

- 詳細な検討を行う中で、駐車場・グラウンドなど、必要な機能を確認し、機能の維持に努めます。
- 施設再編後の学校教育のあり方や方法について、教育委員会が主体となり、9年間を見通した教育を軸に検討します。
- 子どもの安全確保や学校教育に支障が出ないよう十分に配慮して、施設の設計や運営方法の検討を進めます。
- スペースの相互利用や運営での連携が円滑に行われるよう設計上の工夫を行います。
- 学校と地域の連携を深め、交流を促進できるよう、人員体制や運営体制を整えます。

教育環境の充実

- ・小学校と中学校の併設により、授業の連携や教職員の交流がしやすくなり、児童生徒がより充実した教育を受けられる。

⇒「学校組織の拡張と充実」

- ・中学校が高台の下に移ることから、中学生が通学しやすくなるとともに、人目につきやすくなるため安全性が高まる。

⇒「生徒の安全性に配慮した立地」

子育て環境の充実

- ・児童クラブを小学校と同じ敷地に設置することで、交通事故などの移動時の危険がなくなるうえに、地域サークルとの連携など活動の充実が期待できる。

⇒「児童クラブと他施設の連携」

- ・児童クラブと保育園が近くにあることで、保護者による送迎等の負担が軽減する。

⇒「保護者の利便性に配慮した立地」

期待される効果

交流の活性化

- ・利便性の高いエリアに日常的に利用される施設が集まることで、活動の連携がしやすくなり、地域住民同士の交流や年齢の近い子ども同士の交流が活発になる。

- ・地区の行事や活動の際に、体育館やグラウンドなどの学校施設を利用しやすくなり交流機会が充実する。

⇒「施設集合による交流促進」

活動の拡大・拡充

- ・利用や運営面での連携により特別教室での地域活動など、各施設の活動の幅が広がる。

⇒「施設・設備の利用範囲拡充」

費用の削減

- ・施設の共用や規模の適正化により維持更新費用が削減できる。また、運営の効率化や一元的な管理により、運営面での費用の削減が可能となる。

地区の皆様 の思い

- ・公共施設の再配置はよりよい教育環境を実現するチャンスだ。

教育

施設の連携

- ・小中学校・保育園が1ヶ所にあると、運動会などの学校行事が合同で行え、盛り上がる。
- ・いろいろな人と接し、競争の機会がある環境のほうが、子ども達の成長にとって好ましい。

学校と地域のつながり

- ・小学校と中学校と一緒にあることで交流が生まれる。
- ・学校と公民館・地域交流スペースの複合で学校と地域住民の交流を増やせる。

教育と他施設との両立

- ・地域交流の場と教育の場の棲み分けが必要。

多世代交流

- ・お年寄りの存在が子どもの教育により影響を与えることがある。
- ・少子化・核家族化の時代なので歳の離れている子ども達や子どもと大人・高齢者が交流する機会が増えることは有意義だ。

子育て

子どもを預けやすい環境

- ・児童クラブが小学校と離れていて不便なので小学校の敷地に移転して欲しい。
- ・子どもを預けやすい、働きやすい環境を整える。

通学の利便性

- ・徒歩や自転車で安全に通学できるように通学路の整備が必要だ。

施設への アクセス

施設の相互利用

- ・学校の空き教室などを地域の活動に活用できるとよい。
- ・比較的新しい施設は活用してほしい。

施設の 有効活用

- ・にしうら児童館は新しいので壊す必要がない。

地域・交流の 拠点

地域の拠点

- ・小学校と保育園が一緒にあった頃のような一体感のある施設作りが望ましい。
- ・1ヶ所に施設が集約されると西浦のランドマークになるし、情報も伝わりやすく、一体感が生まれる。

高齢者の居場所

- ・高齢者のコミュニティの場や生きがいづくりが出来るとうい。

施設の連携

- ・2つの施設が隣接するとイベント時の駐車場の融通など連携がとりやすい。

1-2-4 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的な取り組みが始まっています。

本市では、2019年1月31日に発表された「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、本市が、国や企業、関係団体、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示しています。

本計画においても、2020年2月に策定された「蒲郡市（SDGs）推進方針」におけるSDGsの視点を踏まえて、機能が集合する施設の整備方針や管理運営方法等を定めています。



1-3 施設整備における各施設の基本方針

地区個別計画のコンセプトや期待される効果を実現するため、機能が集合する各施設の整備の基本方針を整理します。本計画では、この基本方針をもとに、施設整備方法や管理運営方法の検討を行います。

(1) 学校と地域でつくる学びの未来（小中学校）

教育委員会では、学校教育ビジョンにおいて「地域に開かれた学校文化の創造～地域が学校に 学校が地域に～」を今後の学校づくりの方針として掲げています。これからの変化の激しい社会を生きていくためには、今までのような知識をためていく教育だけではなく、価値観や考え方が異なる様々な人々と対話しながら問題解決していく力が必要です。こうした力を伸ばすためには、社会に開いた学びを行うことが有効であり、教育の観点からも地域に位置づいた学校づくりが必要です。地域の将来を担う子ども達を育てるためには、学校と地域が「チームを組んで」子ども達にかかわることが重要です。学校と地域が協働することで、学校と地域が抱える様々な課題を解決できると考えています。新たに整備される施設においては、学校と公民館が同じ敷地に整備される利点を生かし、地域と深く結びついた学校づくりを目指します。

「学校が地域に 地域が学校に」とは、地域の力を学校教育にお借りし、多くの大人に子どもの成長に関わっていただくこと、学校を地域に開くことで、「学校」が地域で暮らす人々の「活動の場」「集う場」となっていくことを意味しています。また、「地域の人、もの、こと」を教材とした学習を展開し、地域のために、地域の方とともに活動することで、子ども達の自己肯定感を高め、地域への愛着を深めることにつながります。

あわせて西浦地区においては、小中学校の機能を集合させることで、異校種間の交流・連携を推進し、多様性を育む教育を目指します。

小中学校における基本方針

- 学校と地域の連携を密にし、学校を地域に開くことで、子ども達の問題解決能力を伸ばすとともに、地域全体の活性化を目指します。
- 地域と協働し、子ども達の地域への愛着を深めることで、地域における将来の担い手を育てていきます。
- 小中学校の交流・連携を推進し、多様性を育む教育を目指します。

(2) 地域交流の拠点づくり（公民館）

公民館には、地域の生涯学習拠点として、講座や講演会、展示会等を実施する「社会教育機能」と、地域コミュニティの維持と持続的な発展を支援する「地域交流拠点機能」の2つの役割があります。各地区に設置された公民館は「社会教育機能」を維持しつつ、主として「地域交流拠点機能」を担う地域に開かれた公民館とし、新たに整備される施設においても気軽に立ち寄れる場を目指します。

学校施設を活用することで、地域活動やサークル・生涯学習講座等の社会教育活動の幅を広げます。また、小中学校・児童クラブが同じ敷地に整備される利点を生かし、施設間の連携・繋がりを生み出すことで、多世代交流が生まれる施設づくりを行います。

さらに、多様な方々が利用しやすい施設となるよう、バリアフリー設備や必要機能の検討を行います。

公民館における基本方針

- 「社会教育機能」を維持しつつ、主として「地域交流拠点機能」を担う地域に開かれた公民館として、利用しやすく気軽に立ち寄れる場を整備し、交流の活性化を図ります。
- 学校施設の活用により、地域活動・社会教育活動の幅を広げます。
- 小中学校や児童クラブとの複合化により、多世代交流が生まれる施設づくりを行います。

(3) 便利で新たな交流を生み出す施設（児童クラブ）

現在、児童クラブは小学校から離れたにしうら児童館内で実施されており、地域住民からも小学校からの移動の際の交通事故の懸念が指摘されていきました。新施設の整備により、小学校や保育園と近接して配置されることで、下校時の事故の懸念は解消され、送迎時の保護者の利便性向上が見込まれます。また、共働き世帯の増加や核家族化に伴い、児童クラブのニーズは今後も高まることが予測されます。今後の需要増加に対応できる体制を確保することで、放課後の子ども達の居場所を確保し、地区内の子育て環境の充実を図ります。

地区個別計画のコンセプトである「交流拠点」を実現するため、公民館で実施される地域活動等との連携を図り、新施設における交流の拡大を目指します。

児童クラブにおける基本方針

- 今後の需要の高まりに対応できる体制を確保することで、子育て環境の充実を図ります。
- 地域活動等との連携を図り、交流の拡大を目指します。

1-4 検討事項の整理

各施設の基本方針を踏まえ、地区個別計画のコンセプトの実現に向け、必要となる検討事項について整理します。

<p>(1) 条件の整理・現状分析</p>	<p>○計画地における現状分析および法的条件の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備方針を策定するにあたり、敷地の形状や周辺の道路、高低差を整理します。 ・都市計画法、建築基準法、その他建築関連法規などの法的条件を整理します。 <p>○再編対象施設の既存建物の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の概要（築年数、階数、面積、建物配置など）を把握します。 ・既存ストックを活かした建替えも念頭に、既存建物の築年数や老朽化状況などの現況を整理します。 <p>○再編対象施設状況における課題の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の特徴や施設の利用状況等についての分析を行い、施設整備方法や管理運営方法を検討します。
<p>(2) 配置ゾーニング</p>	<p>○建物配置に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の基本方針を踏まえ、地区個別計画のコンセプトや期待される効果を最大限高められる建物配置を検討します。 <p>○敷地利用に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現小学校、公民館の敷地に、新たに中学校を集合させることから、各施設が狭隘化し使いづらい施設とならないよう、敷地を最大限に有効利用できるような敷地利用計画を検討します。 <p>○建替え計画に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、公民館を使いながら建替えを進める必要があることから、その途中段階でも問題なく運営できるよう、建替え順序や代替施設について検討します。
<p>(3) 基本計画図</p>	<p>○現状利用を踏まえた施設規模に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の人口推移や施設の利用状況などを整理し、将来のニーズを踏まえた施設規模を設定します。 <p>○交流空間、スペースの相互利用に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区個別計画において期待されている効果である「交流の活性化」「活動の拡大・充実」を実現するため、どのような交流空間を設けるか、どのように施設を相互利用するか検討します。

(4) 管理運営方法	<p>○安全性（防犯計画）に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区個別計画のコンセプト実現のため、施設同士の交流や施設の相互利用を進めるにあたり、安全性をどのように確保するか防犯計画に関して検討します。 <p>○避難施設としての機能に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、災害時には避難施設になることから、災害時の避難所としてどのような機能が必要となるか検討します。 <p>○管理運営に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、公民館はそれぞれ運営方法が異なることから、施設集合に伴い、どのように運営するか検討します。
---------------	--

以上の検討事項について、以下に示すフローのようにワークショップ等でのご意見や施設関係者（以下、運営実務者及び施設所管部署を示します）の意見を踏まえ検討を行い、計画の策定を進めます。

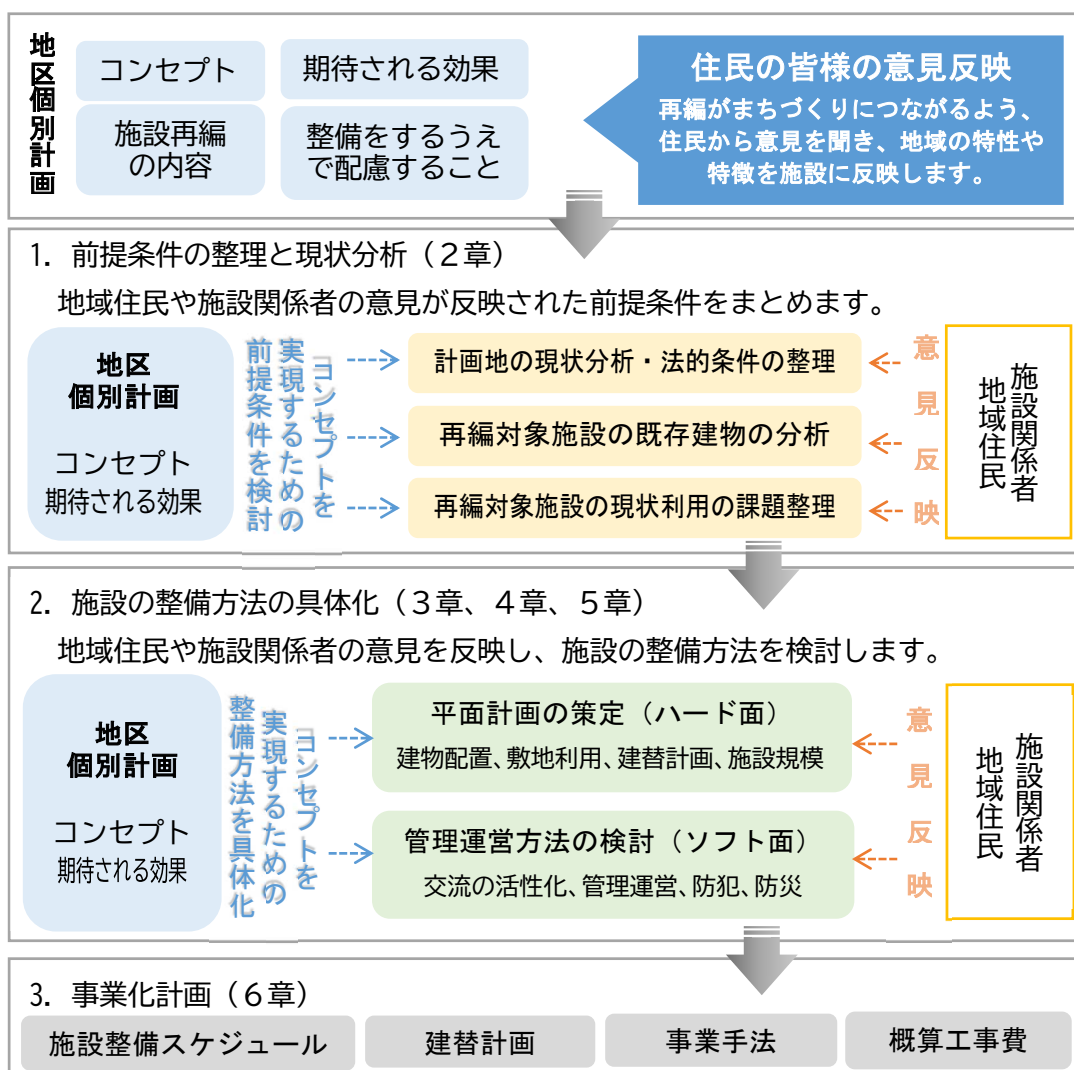


図 1-4-1 検討の流れ

第2章 条件の整理と現状分析

第2章では、1-4で示した「(1)条件の整理・現状分析」に関して検討を行います。

- 検討事項**
- 計画地となる現小学校、現公民館敷地の現況や法的条件を整理し、小学校、中学校、公民館機能を集合させる際に前提となる条件を明らかにします。
 - 再編の対象となる施設である小学校、中学校、公民館（以下、再編対象施設）の現状分析や、各施設における利用状況の課題の整理を行います。

2-1 計画地における現状分析及び法的条件の整理

2-1-1 再編対象施設の立地

計画地である(現)西浦小学校及び(現)西浦公民館は、三河湾に突き出した西浦半島に位置しています。敷地の東側には傾斜地、北側には神社、南側には西浦保育園があり、東側を除き周囲は住宅地に囲まれています。(現)西浦中学校は、西浦小学校の東側にあるなだらかな傾斜地に位置しており南東へ約300m離れています。

西浦小学校の児童クラブは、西浦小学校から北西へ約500m離れたにしうら児童館で実施しています。

このように小学校、中学校、保育園、児童クラブは比較的近接した立地にありながらも別々の敷地にあるため、施設の集合に伴って、子どもたちの安全性確保、保護者の送迎などの負担軽減が期待できます。

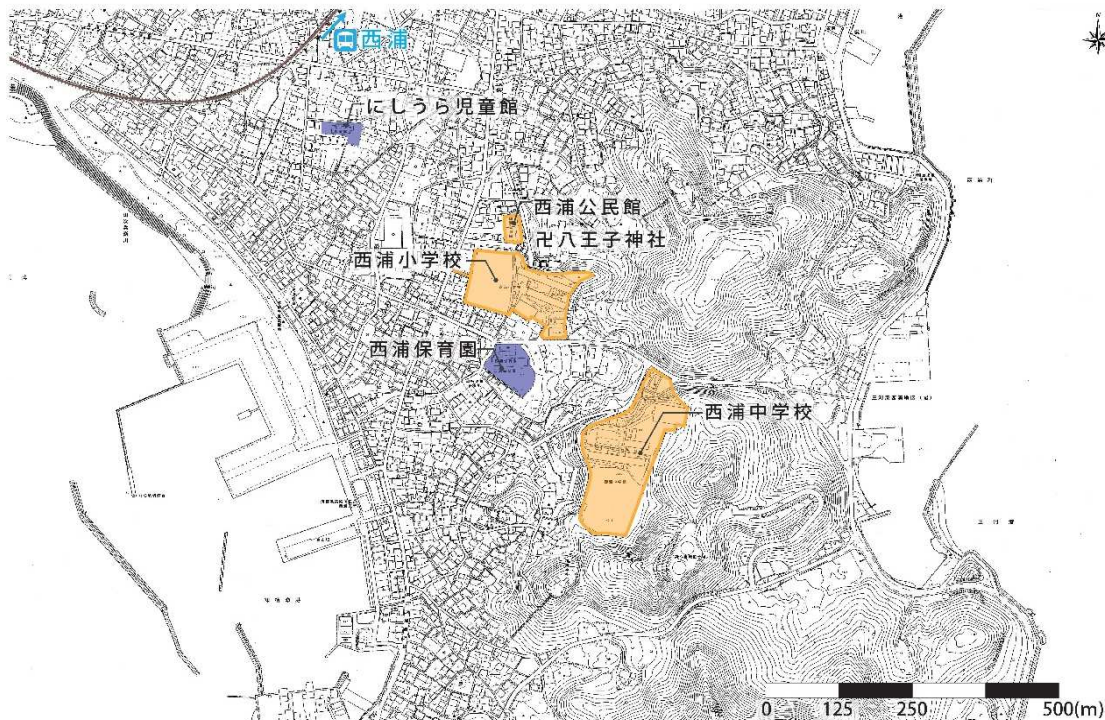


図 2-1-1 計画地や再編対象施設の位置

2-1-2 敷地の形状、周辺の道路、高低差の整理

施設整備方針の策定にあたり、計画地の敷地の形状、周辺の道路の状況、高低差を整理します。

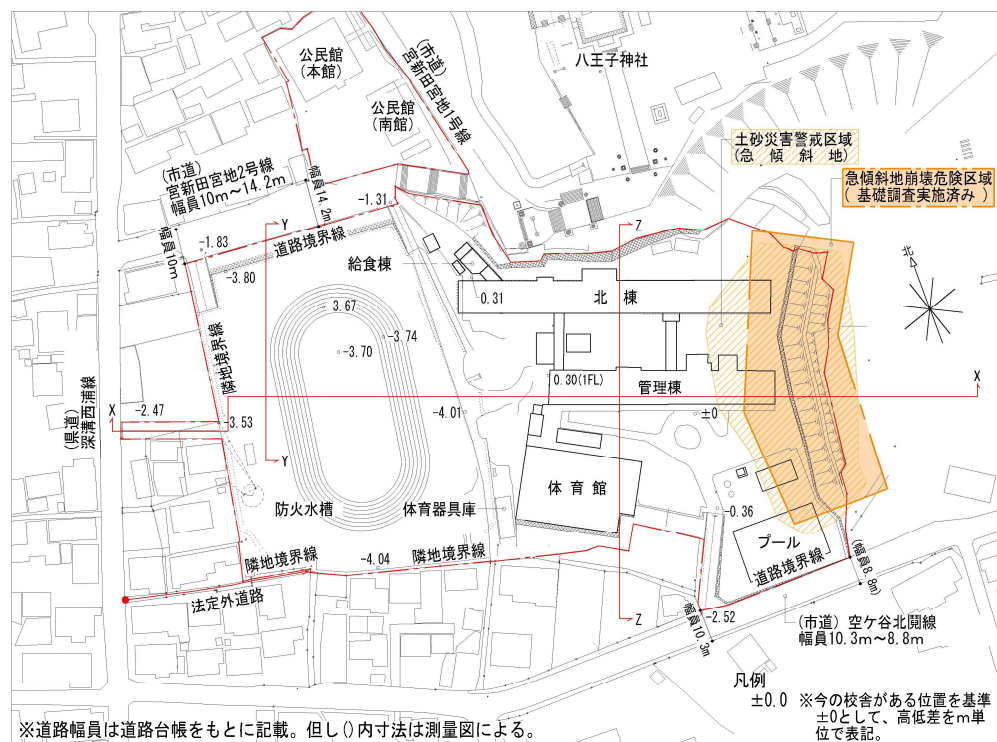


図 2-1-2 敷地の形状、高低差

- ・敷地境界線は上図の赤線の一点鎖線を想定しています。
- ・現公民館利用者は、主にグラウンド北側と現公民館敷地との間の道を利用しており、車両もこの道を利用しています。(図 2-1-3)
- ・既設校舎とグラウンドにはおおよそ 4m の高低差があり、校舎側の方が高くなっています。



図 2-1-3 グラウンドと公民館の間の道路



図 2-1-4 既設校舎とグラウンドの間の通路

- ・既設校舎とグラウンドの間の道路は、地域の方々もよく利用しており、施設整備においては南北に通抜けができるように配慮する必要があります。(図 2-1-4)
- ・東側には土砂災害警戒区域(がけくずれ)に指定されている急傾斜地がありますが、学校敷地に接する位置に崩壊を防止するのり面保護がほどこされており、想定される崩壊土量はゼロとなっています。(図 2-1-5)
- ・北側の八王子神社のある部分と既設校舎のある部分は高低差があり、法的な区域指定はされていませんが、擁壁によって崩壊を防止するための措置がほどこされています。(図 2-1-6)



図 2-1-5 急傾斜地下端に設置されたのり面



図 2-1-6 北側八王子神社境界位置の擁壁

- ・敷地の高低差の概略を以下の断面図に示します。

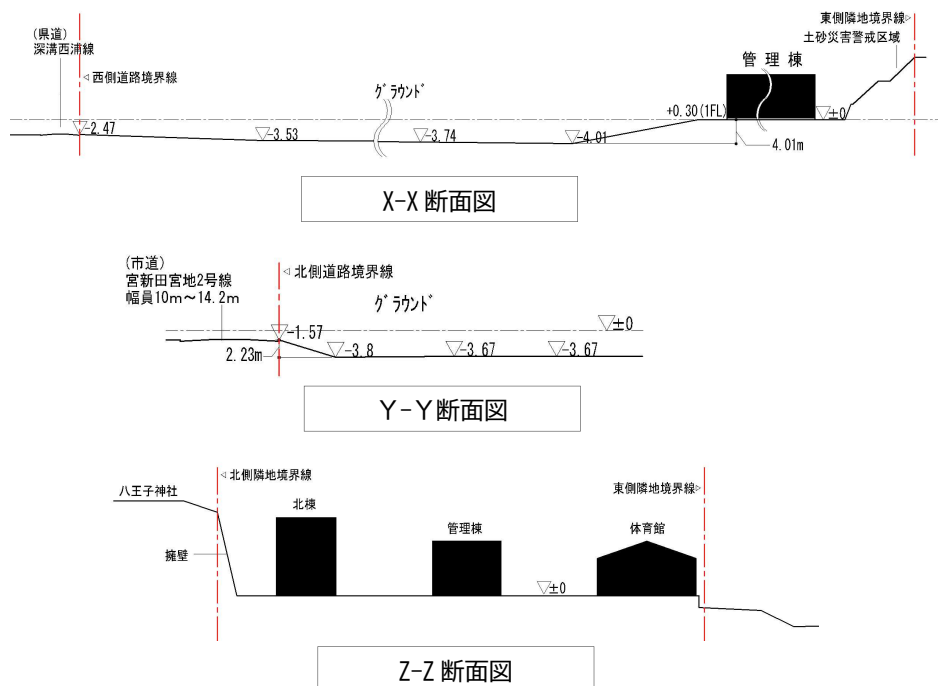


図 2-1-7 敷地内の高低差を示す断面図



図 2-1-8 既設校舎（管理棟）の現況写真



図 2-1-9 既設校舎からグラウンドへ降りる階段の現況写真



図 2-1-10 西浦小学校グラウンドの現況写真



図 2-1-11 西浦公民館の現況写真



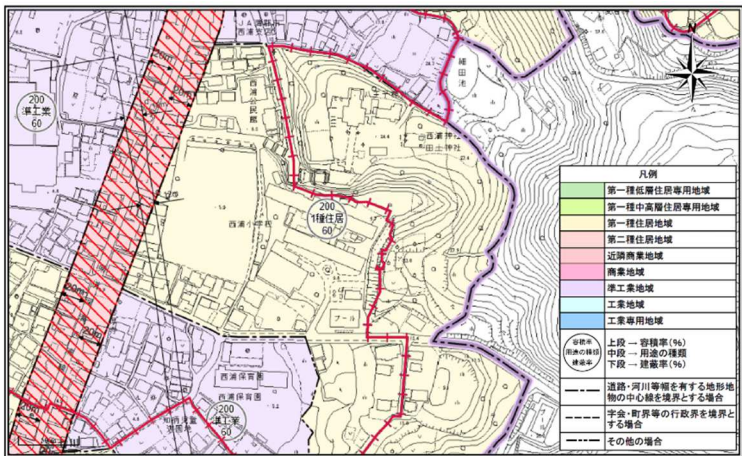
図 2-1-12 既設校舎から海を望む

2-1-3 計画地の法的条件の整理

ここでは、計画地における建築基準法、都市計画法などの法的条件の整理を行います。

- ・建設予定地（（現）西浦小学校及び西浦公民館の敷地）は、市街化区域内にあり用途地域は第一種住居地域、建ぺい率は60%、容積率は200%です。
- ・第一種住居地域内では、高さ10m以上の建築物に日影規制が生じます。
- ・計画地東側には急傾斜地があります。区域内に建築物を建築する場合は規制があり、主要構造部を鉄筋コンクリート造とするなど、一定の条件を満たす必要があります。

表 2-1-1 建設予定地の概要

計画地	所在地	愛知県蒲郡市西浦町宮地 10
	敷地面積	約：18,832 m ² （令和2年度公立学校施設台帳による）
都市計画法・建築基準法・その他法令	建築制限	用途地域：市街化区域 第一種住居地域
		建ぺい率：60% 容積率200%
		建築基準法22条区域：指定
		防火地域・準防火地域：指定なし
		その他の地域：居住誘導区域、都市機能誘導区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、景観計画区域
<p>平成30年作成 蒲郡市都市計画図 令和1年12月26日出力</p> 		
高さ制限	道路斜線制限 規制あり（適用距離20m 勾配1.25） 隣地斜線制限 規制あり（立上り20m 勾配1.25）	
前面道路	北側：（市道）宮新田宮地2号線 幅員10m～14.2m 南側：（市道）空ヶ谷北関線 幅員8.8m～10.3m 西側：（県道）深溝西浦線 幅員12m～16m ※道路幅員は道路台帳によるものです。	

	日影による 建築物の高さ 制限について	高さが10mを超える建築物に日影規制あり 測定水平面（平均地盤面からの高さ）：4.0m 敷地境界線から5mを超え10m以内：4時間 敷地境界線から10mを超える：2.5時間
	開発行為の許 可について	市街化区域内において、開発行為（建築物の建築又は特定工 作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更） を行い、かつ、その面積が1,000㎡以上の場合、愛知県知事 の許可を得なければなりません。ただし、本計画に関しては、 土地の区画を変更しない限り、開発行為の許可は不要と判断 されています。
立地適正化計画 都市再生特別措置法	居住誘導 区域内	居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアに おいて人口密度を維持することで、生活やコミュニティが継 続的に確保されるよう、市街化区域内で居住を誘導する区域 です。居住誘導区域内で建築行為を行う場合、都市再生特別 措置法に基づく届出は不要です。
	都市機能誘導 区域内	都市機能誘導区域とは、誘導したい機能などを明示して、当 該エリア内の具体的な場所は問わず、医療・福祉・子育て支 援・商業などの生活サービス施設（都市機能施設）の誘導を 図る区域です。都市機能誘導区域内で建築行為を行う場合、 都市再生特別措置法に基づく届出は不要です。
急傾斜地に 関連する規定	土砂災害警戒区域 （土砂災害防止法 ※1）	東側傾斜地に土砂災害警戒区域（がけ崩れ）が指定されてい ます。傾斜度30度以上、高さ5メートル以上で愛知県が定 めた土砂災害のおそれがある区域で、区域内での建築に関す る法的な規制はありません。
	急傾斜地崩壊 危険区域 （急傾斜地法 ※2）	東側傾斜地には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されていま す。急傾斜地の崩壊を防止するため愛知県が建築行為などを制 限する必要があると指定した区域で、区域内で行われる建築 行為などについては、原則として知事の許可を受けなければ いけません。
	災害危険区域 （建築基準法）	東側傾斜地には災害危険区域の指定があります。急傾斜地崩 壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域として指定さ れたものです。区域内の建築行為については、基礎と主要構 造部は鉄筋コンクリート造などにし、建築物の外壁の開口部 はがけに直面しないようにしなければなりません。
	がけ付近の建 築の規制 （愛知県建築 基準条例）	がけ付近の建築物で、敷地が高さ2mを超えるがけに接する 場合、原則として建築物をがけから離して計画しなければな りません。ただし、がけそのものには触らずに、がけの下に 建築物を建築する場合であれば、一定の条件を満たせば建築 行為が可能です。

※1 正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※2 正式名称：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

2-2 既存建物の分析

2-2-1 既存建物の概要

(1) 計画地における再編対象施設について

西浦小学校、西浦公民館は大きく6棟に分かれています。

現状の建物配置と建物概要（棟ごとの建築年度、階数、延床面積）を以下に整理します。

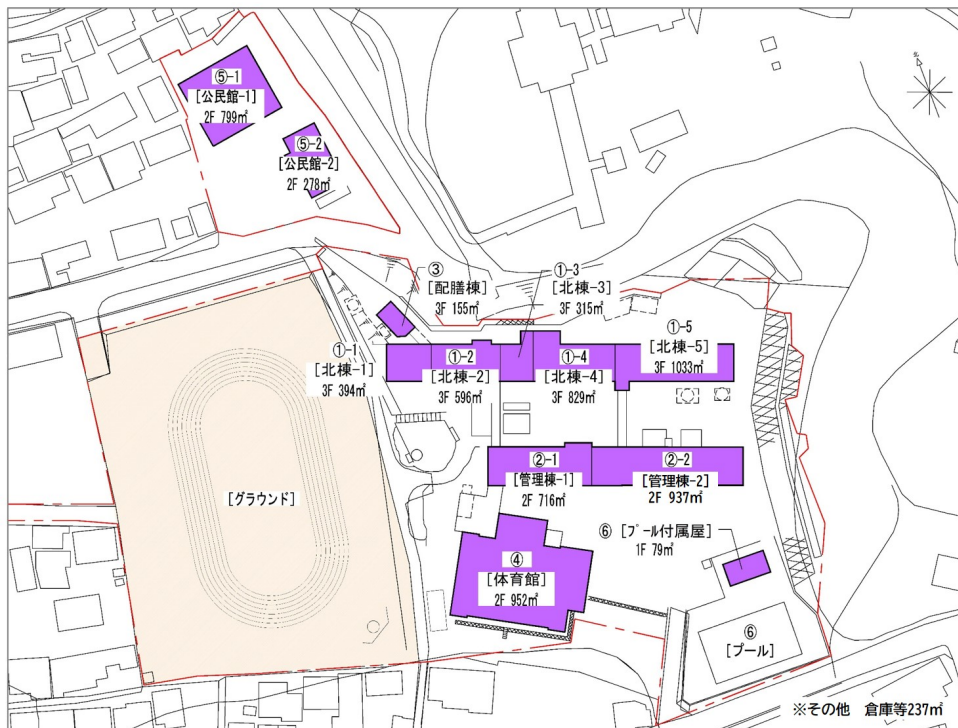


図 2-2-1 西浦小学校と西浦公民館の現在の施設配置図

表 2-2-1 既設建物概要

建物名	番号	建築年度	階数	延床面積
① 北棟	①-1	昭和 50 年度	3 階	394 m ²
	①-2	昭和 40 年度	3 階	596 m ²
	①-3	昭和 31 年度	3 階	315 m ²
	①-4	昭和 28 年度	3 階	829 m ²
	①-5	昭和 42 年度	3 階	1,033 m ²
② 管理棟	②-1	昭和 41 年度	2 階	716 m ²
	②-2	昭和 43 年度	2 階	937 m ²

③ 配膳棟	—	昭和 50 年度	3 階	155 m ²
④ 体育館	—	昭和 44 年度	2 階	952 m ²
⑤ 公民館	⑤-1	昭和 52 年度	2 階	799 m ²
	⑤-2	平成 8 年度	2 階	278 m ²
⑥ プール付 属屋	—	昭和 45 年度	1 階	79 m ²
その他				237 m ²
合計				7,320 m ²

※ ①から⑥の建物外に隣接する下足室・屋外便所の床面積については、最も近い棟に含めています。
その他、簡易的な倉庫等の床面積は、その他に計上しています。

(2) 計画地外における再編対象施設について

計画地外の再編対象施設である西浦中学校、児童クラブの現状の概要を以下に整理します。

ア 西浦中学校

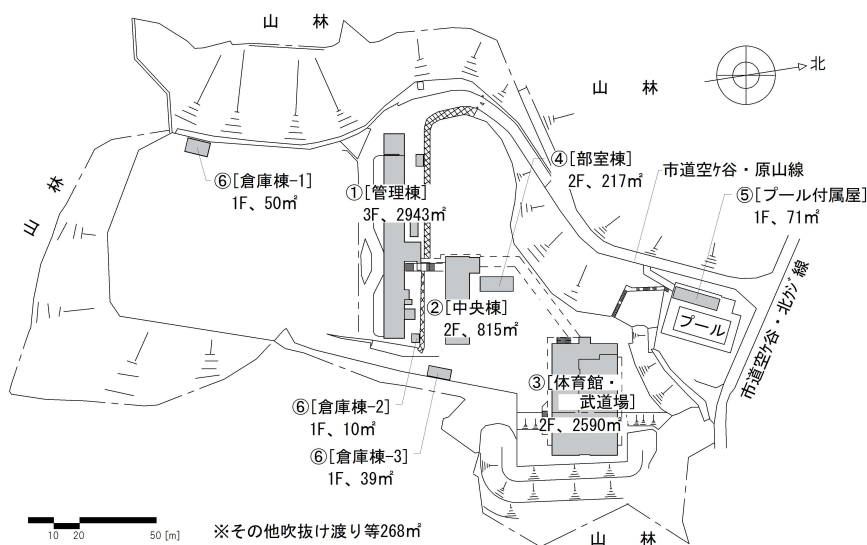


図 2-2-2 西浦中学校の現在の施設配置図

表 2-2-2 既設建物概要

建物名	番号	建築年度	階数	延床面積
① 管理棟	—	昭和 38 年度	3 階	2,943 m ²
② 中央棟	—	昭和 38 年度	2 階	815 m ²

③ 体育館・武道場	—	昭和 63 年度	2 階	2,590 m ²
④ 部室棟	—	昭和 63 年度	2 階	217 m ²
⑤ プール付属屋	—	昭和 48 年度	1 階	71 m ²
⑥ 倉庫	⑥-1	昭和 57 年度	1 階	50 m ²
	⑥-2	昭和 62 年度	1 階	10 m ²
	⑥-3	昭和 48 年度	1 階	39 m ²
その他				268 m ²
合計				7,003 m ²

※ 建物外に隣接する屋外便所は、管理棟に含めています。

その他、吹抜け渡り等の床面積は、その他に計上しています。

イ 児童クラブ

- ・児童クラブはにしうら児童館内で行われており、約 42 m²の広さがあります。

2-2-2 既設建物の老朽化調査

既存建物を活用できれば、地区個別計画の期待される効果の一つである「費用の縮減」に寄与します。そこで計画地における既設建物の老朽化調査を行い、既存建物の活用の可能性を検討します。

(1) 調査項目

老朽化調査として、調査する項目は以下の通りです。

ア 調査対象建物の棟別築年数

- ・施設台帳をもとに調査対象建物の棟別築年数を調査しました。

イ コンクリート構造躯体の健全度調査

- ・鉄筋コンクリート造の建物については、過去に行われた耐震診断のコア抜調査（コンクリートの圧縮強度調査試験、中性化深さ調査試験）の結果をもとに、耐震診断や耐震補強の有無、圧縮強度、中性化深さを整理しました。

ウ 構造躯体以外の劣化状況調査

- ・目視が可能な範囲で現地調査を行い、以下の項目についてA～Dの4段階で評価を行いました。また内装仕上げや電気設備、機械設備については過去の改修履歴も考慮し、評価を行いました。
- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の健全度の算定を参考とし、各部位のA～Dの評価をもとに建物の健全度を100点満点で数値化しました。数値が小さいほど劣化が進んでいる状況を示します。

(2) 結果の概要

- ・計画地には大きく6棟の建物がありますが、棟ごとに建築年度が異なるため、築年数にも大きな幅があります。
- ・築年数が北棟3及び北棟4で築60年を超えています。
- ・すべての棟で鉄筋コンクリート造のコンクリート圧縮強度が13.5 N/mm²を上回っており（表2-2-3 既設建物の健全度調査結果を参照）、構造躯体の点では支障ありません。
- ・目視による劣化調査では40点未満となる棟はなく、早急に改修が必要な状態ではありませんでした。^{※3}

表 2-2-3 既設建物の健全度調査結果

建物基本情報					構造躯体の健全度 ※1					躯体以外の劣化調査 ※1						
番号	建物名	構造	建築年度	築年数	基準	耐震診断	耐震補強	調査年度	圧縮強度 (N/mm ²) ※2	中性化の深さ	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 ※3
										実測値 (mm)						
①-1	北棟 1	RC	S50	46	旧	済	済	H18.8	28.9	1.0	A	B	C	C	C	55
①-2	北棟 2	RC	S40	56	旧	済	済	H18.8	30.5	0.8	A	C	C	C	C	45
①-3	北棟 3	RC	S31	65	旧	-	-	-	-	-	B	B	C	C	C	53
①-4	北棟 4	RC	S28	68	旧	-	-	-	-	-	A	B	C	C	C	55
①-5	北棟 5	RC	S45	51	旧	済	済	H18.8	31.7	0.8	B	B	C	C	C	53
②-1	管理棟 1	RC	S41	55	旧	済	済	H18.8	27.0	0.0	B	B	C	C	C	53
②-2	管理棟 2	RC	S43	53	旧	済	済	H18.8	25.5	0.4	B	C	C	C	C	43
③	配膳棟	RC	S50	46	旧	済	済	H18.8	38.1	3.4	A	C	C	C	C	45
④	体育館	S	S44	52	旧	-	-	-	-	-	B	B	C	B	B	62
⑤-1	公民館(本館)	RC	S52	44	旧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤-2	公民館(南館)	RC	H8	25	新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥	プール 付属屋	W	S45	51	旧	-	-	-	-	-	B	C	C	B	B	52

※1 健全度は、過去に行われた調査結果に基づきまとめたもので、調査が行われていないものは「-」としています。また劣化調査の公民館は、新たに改築を予定する敷地外にあるため調査対象外としています。

※2 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」における長寿命化判定フローでは、鉄筋コンクリート造のコンクリート圧縮強度が 13.5N/mm² 以下となった場合、長寿命化改修に適さない可能性のある「要調査」建物として、計画策定段階では「改築」する建物として試算することとなっています。

※3 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」では、健全度が 40 点未満の場合、優先的に長寿命化改修等の対策を講じることが望ましいとされています。

(3) 結果を踏まえた整備方針

老朽化調査の結果を以下にまとめます。

○棟毎に築年数が異なり、築年数に幅があります。

○構造躯体の健全度は支障ありません。躯体以外についてもすぐに大規模な改修が必要な状況ではありません。

検討結果のまとめ

○費用の編成の観点から、一度にすべての建物を改築せず、築年数が浅い一部の棟を使いながら建替えを行う手法も検討が必要です。

○上記の検討にあたっては、一部の建物を活かしながら建替えを行う場合のメリット、デメリットの検証が重要です。

検討結果のまとめを踏まえ、第3章にて既存建物を活かした建替え計画も含めて検証を行うこととします。

2-3 再編対象施設における課題の整理

再編対象施設の現在の課題を整理するとともに、それらの課題に対応するための整備方針を検討いたします。

(1) 小学校と中学校における課題

1 小学校、1 中学校でありながら、小中連携が進んでいません。

ひとつの地域に1小学校、1中学校であり、小学校と中学校の連携や交流がしやすい環境ではありますが、現状では連携はなかなか進んでいません。

地域との交流は現状ではイベント的なものに留まっており、カリキュラム上に位置づいた積極的な地域連携は進んでいません。

課題解決のための整備方針

○同じ敷地内に小学校と中学校を集合させるだけでなく、施設を一体化し「小学校と中学校の連携」を図ります。小中学校の教師は9年間連続して児童、生徒と関わることができ、教師間の連携もしやすくなります。

○現状の学習指導要領のキーワードである「開かれた教育課程」の構築等を通して、地域との連携・協働を一層進めていくことで、コミュニティスクール導入の基盤をつくり、課題の解決を図ります。

※コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるものです。

児童生徒数の減少により、適正な教育環境の維持に課題があります。

令和3年4月現在、西浦小学校は児童数213人の9学級(※1)体制であり、教育委員会が定める学校規模基準(※2)において、標準規模に満たない「準小規模校」に区分されています。また、西浦中学校は生徒数122人の5学級(※1)体制であり、上記基準において、「小規模校」に区分されています。今後も児童生徒数は減少し、小中学校ともに全学年が1学級体制になると予測されています。

このような状況下では、児童生徒同士が切磋琢磨する機会が少なかったり、運動会等の行事でクラス対抗が実施できないといった学校生活環境での制約が生まれたりするなど、「多様性」をはぐくむ教育を実施することに一定の課題が生じます。

※1 普通学級の学級数です。

※2 蒲郡市小中学校規模適正化方針から参照

課題解決のための整備方針

○小学校と中学校の施設を一体化（小中一貫教育の導入）(上記※2)することで、同学年だけでなく、小中学校の枠を超えた異なる学年の繋がりでも多様性をはぐくむ教育体制を構築します。

○児童生徒数及び学級数の減少を踏まえた施設規模の検討を行います。

(2) 公民館における課題

利用率の低さと利用者に偏りが生じています。

蒲郡市全体の公民館の利用率は 25%程度であり、利用率の低さが課題です。西浦公民館の利用率は 20%程度で市全体の利用率と比較しても低くなっています。

また公民館は全世代を対象にした施設ですが、利用者の多くが高齢者であり、地域の中心施設となるためには、若い世代も含めた利用の拡大が必要です。更に、バリアフリー化ができていない部分があるなど、高齢者にとって不便な状況も課題となっています。

課題解決のための整備方針

- 小学校、中学校と施設を集合させるメリットを活かし、施設の相互利用などにより地域活動の拡大・拡充を図るとともに、バリアフリー化を図り、若い世代から高齢者まで、幅広い世代が利用しやすい施設とします。

表 2-3-1 蒲郡市公民館別利用状況（平成 30 年度）

施設名	利用率 (%)	施設名	利用率 (%)
形原公民館	36.1%	三谷公民館	21.6%
蒲郡公民館	36.7%	西部公民館	28.9%
小江公民館	26.1%	塩津公民館	17.3%
府相公民館	29.3%	東部公民館	18.6%
大塚公民館	22.5%	北部公民館	17.8%
西浦公民館	19.3%		
全館平均		25.1%	

老朽化や駐車スペースの不足などにより利便性が低下しています。

築 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また車での来館者が多いにも関わらず駐車場が少ないことも課題となっています。

課題解決のための整備方針

- 新しい施設は適切な数の駐車場を確保し、バリアフリーを徹底するなど、公民館利用者の利便性に十分配慮し、課題の解決を図ります。

(3) 児童クラブにおける課題

現在の実施場所では安全性、利便性の面で課題があります。

学校から児童クラブ（現在はにしうら児童館）までが離れているため、移動の安全性、送迎での利便性の面で課題があります。

課題解決のための整備方針

- 小学校の敷地内に児童クラブを開所することで、児童クラブへの移動の懸念がなくなり、保護者の送迎面における利便性も向上されます。

第3章 配置ゾーニングに関する考え方

第3章では、1-4 で示した「(2)配置ゾーニング」に関して検討を行います。
敷地内の建物配置が機能性に大きな影響を及ぼすため、配置ゾーニングの検討にあたっては、課題を解決するための方法を複数作成して検討を行いました。

検討事項

- 地区個別計画のコンセプトや期待される効果、これまで検討してきた前提条件や現状分析、施設関係者が考える検討課題を踏まえ、配置ゾーニング4案を作成し評価します。
- 施設関係者と協議のうえ、配置ゾーニング4案を比較検討、評価し、地区個別計画のコンセプトが実現され、さらに期待される効果を最大限高められる案を導き出します。

3-1 配置ゾーニングに関する検討課題

地区個別計画のコンセプトや期待される効果の実現に向け、地区個別計画策定時に地域住民から出た意見や施設関係者との協議を踏まえ、配置ゾーニングに関する検討課題を整理しました。

それらの課題に対して整備方針を整理し、その達成度を評価します。

表 3-1-1 配置ゾーニングに関する検討課題

	No	検 討 課 題	課題解決のための整備方針
地域住民	1	施設を集約すると各施設の広さが十分確保できるか懸念されます。	スペースの共用を図るなどして各施設の機能を確保できるように工夫します。
	2	公民館と児童クラブを隣同士に配置するなど、高齢者が子どもを見守る関係が望ましいと考えます。	公民館と児童クラブは同一建物内に配置し、高齢者が子どもを見守る関係ができるような計画とします。
施設関係者	3	低い地盤に建物を配置するのであれば学校を3階建てとし、災害時屋上に避難できるように検討が必要です。	現在のグラウンド部分に新しい校舎を配置する場合は、屋上に避難スペースを設けます。
	4	北側と東側の斜面に面すると土砂災害のリスクがあるため、建物の配置は避けた方が良く考えます。	新しい建物は斜面からできる限り離隔をとる計画とします。
	5	現在のグラウンド部分に公民館を配置すると公民館が北側道路よりも低い地盤に配置されることになるため、アクセス性や自然採光の確保が心配です。	公民館を現在のグラウンドに配置する場合は、高齢者や車いすの方もアクセスしやすい計画とします。また適切な隣棟間隔を確保することで自然採光を確保します。
	6	小中連携のカリキュラムを視野にいれており、小学校と中学校の連携のしやすさが重要となります。	小学校と中学校が連携しやすくなるように同じ建物のなかに配置します。
	7	現中学校を仮設校舎として利用した場合、建替え計画が大きく変わるため検討が必要です。	現在の中学校校舎だけでは全児童の受け入れは難しく、本計画では計画地内で建替えを完成できるようにします。

	8 狭くなるグラウンドを中学校敷地に確保することも検討したほうが望ましいです。	中学校跡地の利用方法は地区全体の公共施設再編を踏まえ、今後の検討課題とします。
--	---	---

3-2 配置ゾーニングの作成

3-2-1 配置ゾーニング作成の基本方針

配置ゾーニング作成には、以下の3つの計画がポイントとなります。

- (1) 建物配置計画：小学校、中学校、公民館、児童クラブをどのように配置するか。
- (2) 敷地利用計画：建物だけでなく、グラウンド、屋外広場、駐車場等をどのように配置し、どのように敷地利用するか。
- (3) 建替え計画：スケジュール、代替施設の有無を踏まえ、どのように建替えを行っていくか。

上記3つの計画について以下の基本方針のもと、配置ゾーニングを作成します。

配置ゾーニング作成の基本方針

○建物配置計画

施設整備方針を踏まえ、地区個別計画のコンセプトや期待される効果を最大限高められる建物配置とします。

○敷地利用計画

現西浦小学校の敷地に、新たに中学校、公民館を集合させることから、狭隘化によって使いづらい施設とならないような計画とします。特に敷地内に約4mの高低差があり、東側高台部分の使い方がポイントとなります。

○建替え計画

既存施設を運営しながら事業を進めることや、建替えにかかる費用の平準化という観点から、順番に各施設の建替えを進めることができる計画とします。また工事期間中における各施設の利用者の安全確保、各施設の運営面への影響を最小限とした建替え計画とします。

地域住民や施設関係者の考える検討課題を踏まえ、配置ゾーニング4案を作成

3-2-2 配置ゾーニング4案の作成

これまでの検討を踏まえて、以下のとおり配置ゾーニングを4案作成します。

(1) A案 高台校舎案

敷地東側の高台部分に建物を配置した案です。西浦小学校の敷地は津波災害警戒区域（令和元年7月）に指定されていませんが、災害について心配する意見もあることから、敷地東側の高台部分に新しい施設をつくることとしています。

(2) B案 既設活用重視案

第3章での既存建物の分析や老朽化調査の結果を踏まえ、既設建物を活用することを重視した案です。築年数が浅い建物を大規模改修することで活用し、新築する建物面積を少なくしています。

(3) C案 幅広グラウンド案

造成工事により現在のグラウンド部分の地盤を嵩上げし、東西に広いグラウンドをつくる案です。現在の敷地に高低差があることで東西に大きく二つに分かれており、敷地利用計画をするうえで大きな制約となることから、造成によりその制約を解決し、東西に大きなグラウンドを確保することとしています。

(4) D案 高台グラウンド案


敷地東側の高台部分はグラウンドとし、現在のグラウンドにすべての建物を配置した案です。現在のグラウンド部分にすべての建物を新築することで、既設校舎に影響されることなく建替え工事が可能となり、比較的自由度の高い建物配置とすることが可能となります。

3-2-3 建替え計画の検討

(1) 建替え順序

既存施設を運営しながら事業を進めることや、事業にかかる費用の平準化の観点から、建替えを一度に行うのではなく、順番に各施設の建替えを行えるような計画とします。

そこでA～D案について、どのような順序で建替えを行うか、また工事のステップ毎にかかる年数（年度ベース）を示した建替え計画を作成し、次頁以降の配置ゾーニング図とともに示します。

かかる年数は工事期間すべてで要する期間を示しています。工事の都合や工事後の環境を考慮してステップを継続して行う必要があるものについては、建替え計画のなかで「」（青い矢印）で示しています。

(2) 工事期間中の学校運営への影響

本計画は、現在の西浦小学校を使いながら建替え工事を行います。そこで、各ステップにおいて問題なく学校運営ができるか比較・検討を行うため、A～D案について、各ステップにおける建物配置や工事を行っている建物などを示すローテーション図を作成しました。次頁以降の配置ゾーニング図とともに示します。ローテーション図には、仮設校舎の有無も示します。

3-2-4 配置ゾーニング図、建替え計画図

次頁以降に、A～D案の配置ゾーニング図、及び建替え計画を示します。

(1) A案（高台校舎案）

ア 配置ゾーニング図

津波や水害について心配する意見を踏まえ、敷地東側の高台部分に新しい施設をつくる案です。



図 3-2-1 A案配置ゾーニング図

イ 建替え計画

		1	2	3	4	5	6
高台校舎案 A案	Step.1 小学校・中学校改築 (2か年)	Step.2 公民館・体育館改築 (2か年)		Step.3 グラウンド (1か年)		Step.4 プール (1か年)	
	小学校 中学校 仮設校舎	公民館 小・中体育館		グラウンド		プール (大規模改修)	
	既設管理棟	仮設校舎	既設北棟 既設配膳棟	体育館 公民館			

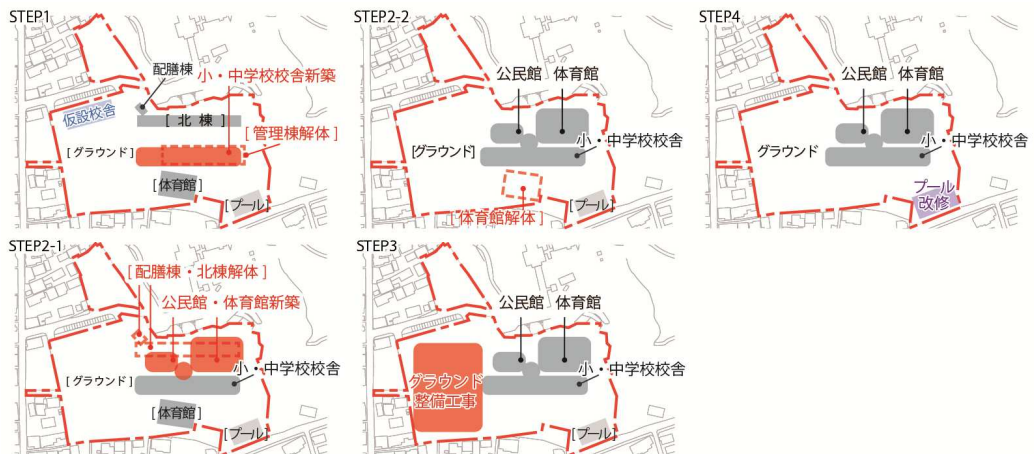


図 3-2-2 A案ローテーション図

(2) B案（既設活用重視案）

ア 配置ゾーニング図

施設の老朽化の状況などを踏まえ、小学校校舎のなかで築年数が比較的浅い校舎を改修して活用する案です。



図 3-2-3 B案配置ゾーニング図

イ 建替え計画

凡例 新設・大規模改修 (工期) 単位: 年度
 解体
 工事継続

	1	2	3	4	5	6
B案 既設活用重視案	Step.1 公民館改築(2か年)		Step.2 小学校・中学校・プール改築(2か年)		Step.3 中学校改修(1か年)	Step.4 グラウンド(1か年)
	Step.1 小学校体育館改築(2か年)					
	公民館 小・中体育館		小学校 中学校 プール		北棟1~4(大規模改修) 配膳棟(大規模改修)	グラウンド
	既設体育館 既設公民館		既設プール		既設北棟-5 既設管理棟	

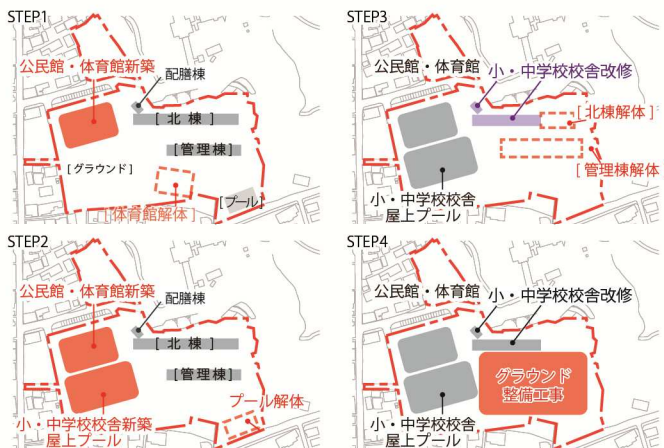


図 3-2-4 B案ローテーション図

(3) C案（幅広グラウンド案）

ア 配置ゾーニング図

現在のグラウンド部分を嵩上げし、新たに東西に広いグラウンドをつくる案です。

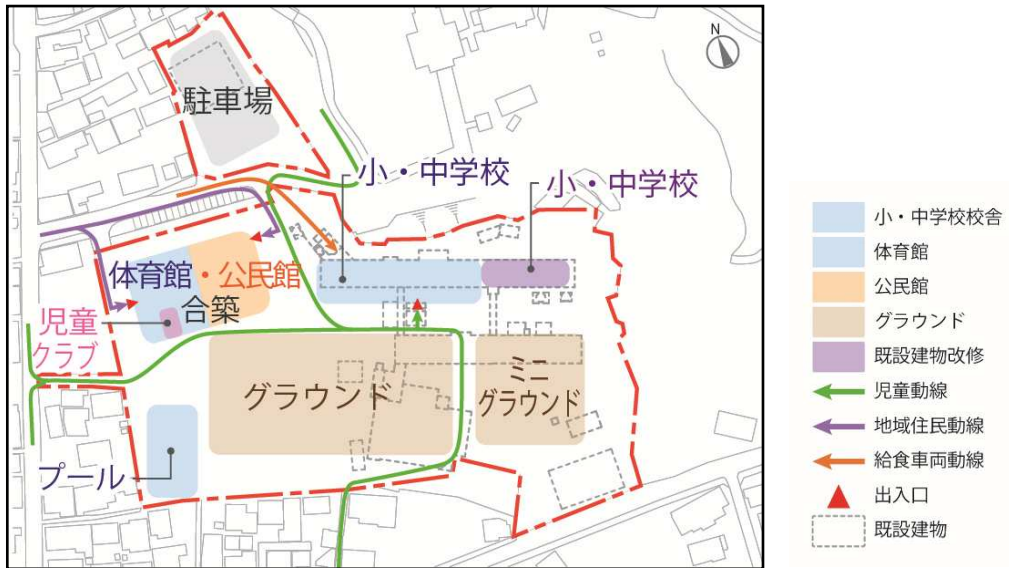
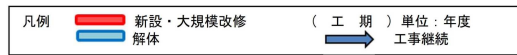


図 3-2-5 C案配置ゾーニング図

イ 建替え計画



	1	2	3	4	5	6
幅広グラウンド案 C案	Step.1 小学校・中学校改築(2か年)		Step.2 小学校体育館改築(2か年)		Step.3 グラウンド・造成・プール改築(2か年)	
	Step.1 小・中学校改修(1か年)		Step.2 公民館改築(2か年)		グラウンド プール	
	小学校 中学校 仮設校舎 北棟-5(大規模改修)		公民館 小・中体育館			
	既設北棟-1~4 既設配膳棟	仮設校舎	既設管理棟 既設体育館 既設公民館		既設プール	

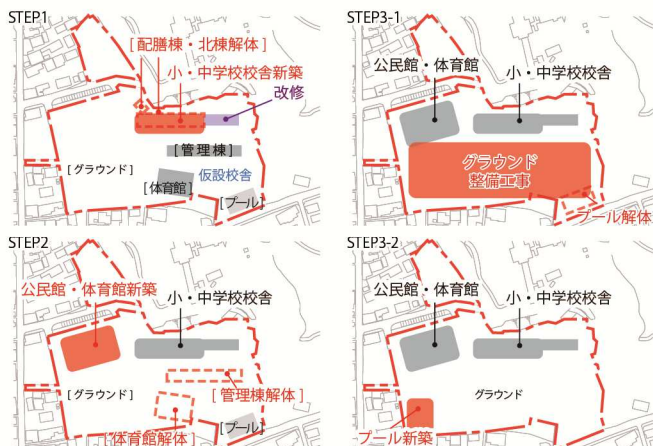


図 3-2-6 C案ローテーション図

(4) D案（高台グラウンド案）

ア 配置ゾーニング図

現在のグラウンド部分にすべての建物を建てることで工事期間中の影響を最小限とするとともに、比較的自由度の高い建物配置が可能な案です。

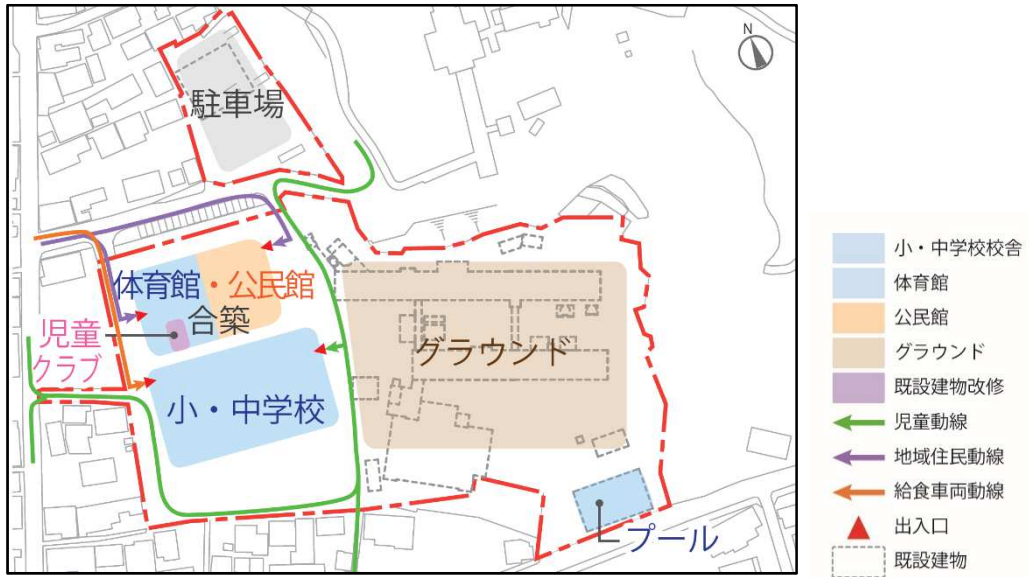


図 3-2-7 D案配置ゾーニング図

イ 建替え計画

凡例 新設・大規模改修 (工期) 単位: 年度
解体 工事継続

	1	2	3	4	5	6
高台グラウンド案 D案	Step.1 小学校・中学校改築 (2か年)		Step.2 小学校体育館改築(2か年)		Step.3 グラウンド (1か年)	Step.4 プール (1か年)
	小学校 中学校		Step.2 公民館改築(2か年)		グラウンド	プール (人規模改修)
		既設北棟 既設管理棟 既設配膳棟		既設体育館 既設公民館		

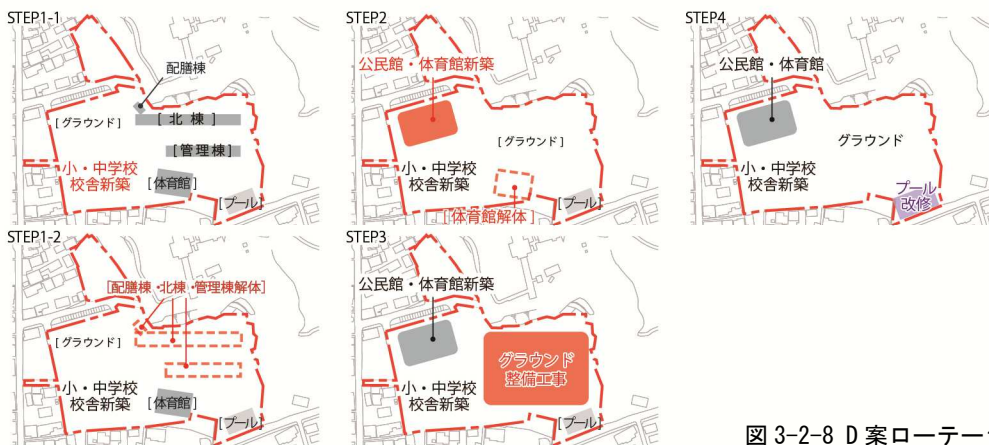


図 3-2-8 D案ローテーション図

3-3 配置ゾーニングの比較検討・評価

3-3-1 評価の視点

配置ゾーニング 4 案に対して 3 つの視点で比較検討、評価を行います。

(1) 地区個別計画の達成度

地区個別計画のコンセプトを実現できているか、またどの案が最も期待される効果（「教育環境の充実」「交流の活性化」「活動の拡大・充実」）を高められるか、比較検討・評価します。

(2) 課題解決の達成度

3-1 で整理した配置ゾーニングに関する検討課題について、どの案が最も解決できているか、比較検討・評価します。

(3) 建替え計画の優位性

仮設校舎の有無や、工事期間中の小学校の学校運営への影響など、建替え計画が適切であるか、比較検討・評価します

3-3-2 配置ゾーニング 4 案の比較検討・評価

施設関係者との協議を通じて、配置ゾーニング 4 案に対して比較検討・評価した結果を次頁の表にまとめます。総評として、D案が最も望ましい案となりました。

その理由として、第一に小学校、中学校が同じ建物にコンパクトにまとまっており、連携がしやすく、地区個別計画のコンセプトである教育環境の充実が最も期待される案であることです。

第二に小学校、中学校、公民館の 3 つの施設が近接して配置されており、地区個別計画のコンセプトである交流の活性化が最も実現しやすい案であることです。

第三に体育館と公民館が合築であり、体育館の地域開放利用者が公民館も利用しやすいなど、活動の拡大・拡充が期待されることです。





また、施設関係者から課題として挙げられた防災面は、敷地東側及び北東部の斜面から建物が離れている点が評価され、避難についても建物を 3 階以上とし屋上を避難スペースとすることで対応可能と考えられます。

また、工事期間中、学校運営への影響が少ない点も評価されました。

一方、3-1 の検討課題のうち、公民館へのアクセス性や採光確保はスロップ、隣棟間隔の確保では不十分であるとされました。そのため 1 階床レベルを北側道路と同じ高さにする事で課題の解決を図ることとします。

表 3-3-1 案ごとの施設配置の評価まとめ

最も望ましい案

		A案 高台校舎案		B案 既設活用重視案		C案 幅広グラウンド案		D案 高台グラウンド案	
配置ゾーニング概念図									
合計工程		6 年		6 年		6 年		6 年	
地区個別計画達成度	教育環境の充実	△	小中学校ゾーンが狭く建物階数が高くなり、不便が生じる恐れがある	△	既設建物と新築建物の距離が離れ、学校運営に不便が生じる恐れがある	△	小中学校ゾーンが横長に配置され、連携が図りづらい	○	小中学校がコンパクトにまとまり、連携が取りやすい
	交流の活性化	◎	小中学校と公民館が近接しており、交流がしやすくなっている	○	新しい校舎の小中学校と公民館が近接しており、一定の交流が図れる	△	公民館と小中学校がやや離れており、交流がしづらい	◎	小中学校と公民館が近接しており、交流が図りやすい
	活動の拡大・拡充	△	体育館が奥まった位置にあり、地域開放がしづらくなる恐れがある	△	既設校舎は新築建物から離れており、他施設とスペースの共有が困難	◎	体育館の地域開放利用者が公民館を利用しやすい	◎	体育館の地域開放利用者が公民館を利用しやすい
検討課題の解決度	防災安全性	△	現在と同じ地盤レベルにできるが、敷地北側と東側の斜面に近接している	△	新しい建物は斜面から離隔されているが、既存の建物が北側のがけに近接している	△	現在と同じ地盤レベルにできるが、校舎が敷地北側の斜面に近接している	○	斜面から離隔が確保され、屋上を避難スペースとすることで避難安全性が確保される
	公民館へのアクセス	○	公民館玄関が現在のグラウンドと校舎の間の道と同じ地盤レベルになっており、アクセスしやすくなっている	△	アクセス道路（北側道路）から地盤レベルが下がっており、スロープでは対応が不十分	△	アクセス道路（北側道路）から地盤レベルが下がっており、スロープでは対応が不十分	△	アクセス道路（北側道路）から地盤レベルが下がっており、スロープでは対応が不十分
	公民館の採光確保	△	校舎の北側に位置しており、採光確保が困難	△	広場を設けることで隣棟間隔が確保できるものの不十分	△	公民館南側にはグラウンドの擁壁があり、採光確保に課題がある	△	広場を設けることで隣棟間隔が確保できるものの不十分
	小中学校の連携	△	小中学校の校舎が横長に配置されており、連携が取りづらい	×	既設建物（中学校）と新築建物（小学校）が離れているため連携がとりづらい	△	小中学校の校舎が横長に配置されており、連携が図りづらい	◎	小中学校がまとまっており、同一建物とすることで連携が可能
建替計画	仮設校舎	必要		必要		必要		不要	
	工事中の運営	×	新校舎に接した場所で工事を行う必要がある	○	既設校舎改修時に仮設校舎が必要になるが、工事エリアの分離は可能	△	新校舎建設時に、既設校舎に近接して工事を行う必要がある	◎	仮設校舎不要で、現校舎と工事エリアと明確に分離が可能
	既存建物の活用	△	すべての既存の建物を建替える必要がある	◎	北棟の大部分を活用することが可能	○	北棟の一部を活用することが可能	△	すべての既存の建物を建替える必要がある
小学校評価概要	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や体育館が、高さが高い校舎の影となり望ましくない 運動場が校舎と正対しておらず職員室からグラウンドが見渡せない課題が解決できないため、安全性に不安がある 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校が別棟になると、小・中連携の課題が大きいと考えられる 低い土地に新校舎を建てると防災面の懸念があり、災害時の避難経路の確保が課題 		<ul style="list-style-type: none"> 公民館と小中学校校舎が別棟になり、施設間連携が図りにくい 校舎が高台にあり災害時の避難面で他の案より優位性がある 		<ul style="list-style-type: none"> 新しい学校、新しい地域連携の拠点施設として望ましい 低い土地に新校舎を建てると防災面の懸念があり、災害時の避難経路の確保が課題である 		
中学校評価概要	<ul style="list-style-type: none"> 体育館へのアクセスがしづらい 運動場が校舎と正対しておらず職員室からグラウンドが見渡せない課題が解決できないため、安全性に不安がある 		<ul style="list-style-type: none"> 新しい校舎と既設建物の移動距離が長い。 駐車場の位置が校舎から遠い。 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の連携が図りやすい 地域との交流スペースが少ない 		<ul style="list-style-type: none"> 校舎の建物高さを高くして1階当たりの床面積を増やせば、交流のための屋外広場や低学年が遊べるスペースなどを確保できる 職員室からグラウンドが見渡せない恐れがあるため、改善してほしい 		
公民館評価概要	<ul style="list-style-type: none"> 公民館が高台にありアクセス性が良い 公民館への日当たりが悪くなっている 		<ul style="list-style-type: none"> 公民館を地盤レベルの低い現グラウンドに建てると、アクセス性に懸念がある。 公民館と体育館の施設連携が図りやすい。 		<ul style="list-style-type: none"> 公民館をレベルの低い現グラウンドに建てると、アクセス性に懸念がある 公民館と体育館の施設連携が図りやすい 		<ul style="list-style-type: none"> 公民館をレベルの低い現グラウンドに建てると、アクセス性に懸念がある 公民館と体育館の施設連携が図りやすい 		

3-4 配置ゾーニングに対する市民意見の聞き取り

施設関係者との協議を通じて比較検討・評価した結果、D案が最も望ましい案となりましたが、合わせて地区の皆さまのご意見を伺う機会を設けました。

(1) オープンハウスの開催概要

西浦地区にお住いの皆様の意見を伺う機会として「オープンハウス（パネル展示型説明会）」を西浦公民館で開催し、多くの方にご来場いただきました。

来場者には施設の配置ゾーニング等について、以下の2つの質問をアンケートにてご回答頂くことで、ご意見をお聞きしました。



図 3-4-1 オープンハウスの様子

問 1. 4つの案（施設配置・工程スケジュール）の中で期待が大きい案はどれですか？その理由もお聞かせください。

問 2. そのほか、公共施設などについて、ご意見があればお聞かせ下さい。

(2) アンケート結果

4つの案のうち、C案を期待が大きいと答えた方が多く、続いてD案が多くなりました。A、C、D案はあまり差がなく、比較的意見が割れる結果となりました。

世代別にみると、20代、40代はC案、30代はD案、50代、60代はA案、70代はC案・D案が多くなり、世代毎で最も期待が大きい案が異なる結果となりました。

〔単位：人〕

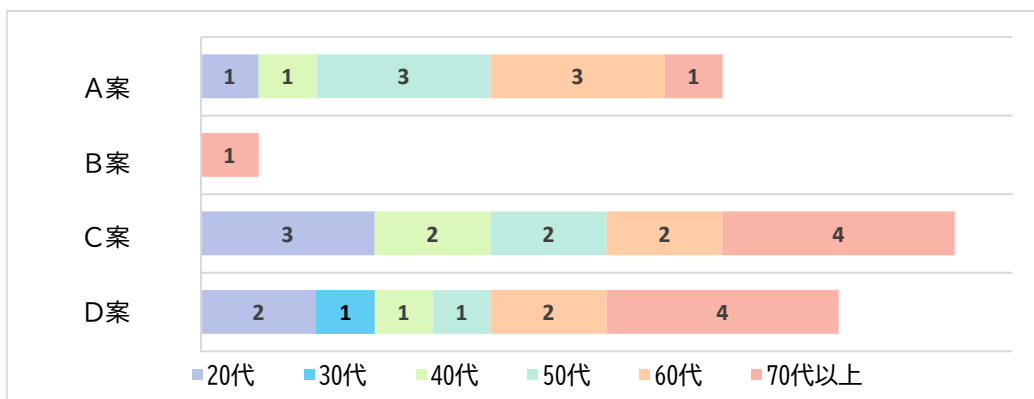


図 3-4-2 期待の大きい案（世代別）

各案において最も期待できる案とした主な理由や各案に対する主なご意見は以下の通りです。

表 3-4-1 自由記述の意見まとめ表

A 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物がまとまっており、交流がしやすい ・ 高台に校舎があり防災面で優れている ・ 公民館と体育館が別々に建てられている ・ 1階あたりの床面積が小さく見え、階数が多くなるのは移動しにくさなどが気になる <p style="text-align: right;">など</p>
B 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にご意見はありませんでした
C 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドが広い ・ 建物が高台にあり、防災面で安心 ・ 交流や活動がしやすい配置 <p style="text-align: right;">など</p>
D 案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎がつながっており、ゆったりのびのびできそう ・ 古い校舎を残さないところがよい ・ グラウンドが広く、職員室からの視認性がよい ・ 利便性がよさそう ・ 階数をある程度高くして、1階あたりの床面積をできるだけ確保したほうがよい ・ 防災面で八王子神社の急斜面が不安なので低い土地に建てた方がよい <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 地域住民の意見まとめ

- ・ 地域住民のご意見として、C案が最も期待が大きい結果となりました。D案はC案に続いて二番目に期待が大きい結果でした。
- ・ C案が最も期待が大きい理由として、建物が高台にあり、防災面で望ましい、グラウンドが広いことが評価されています。一方、校舎が敷地北側の斜面に近接していることを不安視する意見もありました。
- ・ D案について、市民の方からは、教育環境の充実や利便性などの面から地区個別計画のコンセプトが達成できている点が高く評価されました。一方、現在高台にある建物について、低い地盤に配置することは防災面に課題があるとのご意見もありました。
- ・ 全体として、西浦地区の方々には防災面に関する意識が高く、津波だけでなく、敷地に近接する崖から離れた位置に建物を建てるべきとのご意見が多くあり、それら防災面に関しての意見に十分配慮する必要があります。

3-5 配置ゾーニングの決定

配置ゾーニングの絞り込みにあたっては、施設関係者の意見及び市民意見を総合的に判断しました。

施設関係者協議会における施設関係者の意見からは、表 3-3-1 のとおり「教育環境の充実」「交流の活性化」「防災安全性」「小中学校の連携」「工事中の運営」など多くの面でD案の評価が高くなっています。

アンケートでいただいた市民意見からは、西浦町の皆さんは、防災への関心が非常に高く、施設整備にあたって防災面を重視していることがわかりました。防災面に関する意見として、C案に期待する人は「建物が高台（現校舎が建つ部分）にあり、防災面で安心」という意見があり、D案に期待する人からは「防災面で八王子神社の急斜面が不安なので低い土地（グラウンド）に建てた方が良い」という意見をいただいております。

そこで両案の課題を施設整備において解決する手法がないか検討した結果、八王子神社の急斜面から離れたグラウンドに建物を配置するD案をベースに、公民館、体育館の建物部分の地盤をかさ上げし、さらに校舎の屋上に隣接する保育園の園児・職員も含めて避難が可能な「屋上退避場所」を設けることにしました。これにより、それぞれの案にご期待いただいた方のご意見にも対応できるものと考えています。

これらの結果を踏まえ、D案をベースに今後の基本計画図の検討を行います。

第4章 基本計画図の検討

第4章では、1-4 で示した「(3)基本計画図」に関して検討を行います。

検討事項

- 第3章の結果を踏まえ、D案の配置ゾーニングをベースとして基本計画図（部屋の配置）を作成します。地域住民のご意見や施設関係者との協議を踏まえて検討課題を整理し、基本計画図に反映します。
- 児童・生徒数の推移や現状の施設利用の実績などを踏まえ、施設規模を検討します。
- 地区個別計画のコンセプトや「交流の活性化」「活動の拡大・充実」を実現できる交流空間を検討します。またスペースの相互利用するための検討課題と整備方針を整理します。

4-1 必要諸室の検討

必要諸室の数や大きさは、利用対象者の推移予測や利用状況等を勘案して検討します。なお、関係法令や指針等の改正があった場合は、それに応じて適宜修正を行います。

4-1-1 小学校、中学校の必要諸室の検討

(1) 児童・生徒数の推移予測

- ・教育委員会が策定した「蒲郡市小中学校規模適正化方針」では、西浦小中学校の児童・生徒数及び普通学級数は、次の表 4-1-1 のとおり予測しています。

表 4-1-1 児童・生徒数及び学級数の推移予測

		令和 2年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
西浦小学校	児童数	230人	173人	166人	159人	154人
	学級数	10学級	7学級	6学級	6学級	6学級
西浦中学校	生徒数	114人	105人	85人	91人	79人
	学級数	5学級	4学級	4学級	3学級	3学級

(蒲郡市小中学校規模適正化方針より)

(2) 小中学校の必要所室の大きさや設置数

小中学校で必要となる主な諸室の数や大きさは以下の通りです。

ア 普通教室

- ・令和3年度の小中学校合わせた普通学級は15学級です。「蒲郡市小中学校規模適正化方針」(表4-1-1)では、令和7年度には11学級、令和12年度には10学級、令和17年度が9学級(全学年が1学級)と予測しています。普通教室数は、若干の余裕を見越して小中学校を合わせて12学級分を確保します。
- ・普通教室の大きさは、児童数35人としてJIS規格の机、教卓スペース、後方ロッカースペースを踏まえた大きさとし、ます。
- ・普通教室のほかに、学年集会や委員会、教室ではできない授業や活動など、多目的に活用できる多目的教室を確保します。

イ 特別支援教室

- ・特別支援教室の設置数は、対象児童8人に1室設置を基本とし、現状の特別支援学級の設置数を踏まえ4教室とし、大きさは普通教室の半分を基本とします。
- ・可動間仕切りを採用し、2教室を繋げられるようにすることで、状況によって利用方法を選択できるような計画とします。

ウ 特別教室

- ・理科室、図工室、家庭科室、音楽室、PC室などの特別教室及び準備室を設けます。特別教室は普通教室の1.5倍程度の広さとし、ます。

エ 体育館

- ・現在の中学校体育館と同等の大きさとし、バスケットコート2面分+ステージの広さを確保します。

オ 多目的ホール1・2

- ・中学校の武道場としてだけでなく、地域の卓球大会などの地域行事にも利用でき、また、可動式間仕切りを設置することで、2部屋の会議室にすることができるスペースを確保します。

カ 職員室

- ・小学校の職員室と中学校の職員室は、教職員の連携がしやすい計画とするため、ひとつの空間としたうえで、ゾーン分けをする計画とします。
- ・職員数は西浦小学校18人、西浦中学校18人を想定しており、職員数に応じた広さを確保します。

キ 校長室

- ・小学校の校長室と中学校の校長室は別々に設けます。
- ・校長室は校長の執務、応接スペースのほか、10~12人程度が会議を行えるスペースを確保します。

ク 保健室

- ・小学校の保健室と中学校の保健室は別々に設けます。
- ・近年の不登校やいじめ相談などのカウンセリングにも対応できる大きさを確保します。

4-1-2 公民館の必要諸室の検討

(1) 部屋別の利用状況

- ・ 公民館の利用状況については、新型コロナウイルス感染症の影響のない平成30年の利用実績（表4-1-2）をもとに分析を行います。
- ・ 本館講堂と南館会議室2の利用率が他の部屋に比べて高くなっています。この2部屋は部屋が広く多用途に活用できるためよく利用されていると考えられます。一方、本館会議室2と南館会議室1は部屋が狭く奥まった位置にあるため使いにくく、利用率を下げています。また南館の図書室は最も利用率の低い状況となっています。
- ・ 研修室1、2（和室）は2部屋ありますが、面積の狭い方が利用率の低い状況となっています。

表4-1-2 平成30年西浦公民館利用実績

部屋名	開館日数	利用枠 (A)	利用実績 合計(B)	利用率 (B/A)	
本館	研修室1(和室)	291	873	286	32.8%
	研修室2(和室)	291	873	110	12.6%
	講堂	291	873	396	45.4%
	会議室1	291	873	108	12.4%
	会議室2	291	873	49	5.6%
南館	調理室	291	873	92	10.5%
	会議室1	291	873	36	4.1%
	会議室2	291	873	406	46.5%
図書室	291	873	32	3.7%	

※1 一つの部屋に対し、1日あたり午前、午後、夜の3枠あり、1年間の用意した枠に対する利用数から利用率を算出（面積稼働率ではないことに留意）。

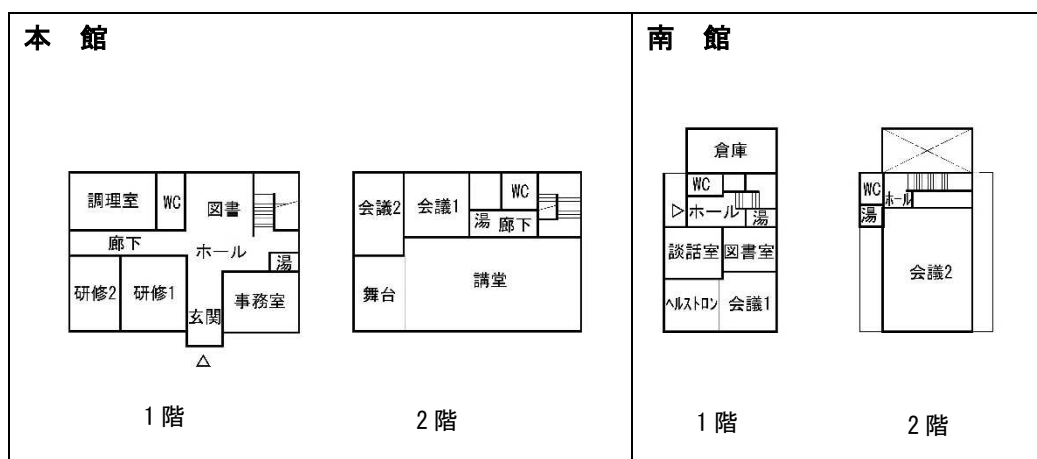


図4-1-1 現在の公民館の平面図

(2) 諸室の大きさや設置数

主な諸室は利用状況を参考にし、以下の通りとします。なお、主な部屋の大きさについては、既存施設の大きさを参考に設定します。

- ・研修室 1(和室)の利用率は 30%以上で高いものの、研修室 2(和室)は 12%程度にとどまっています。そのため、和室は 1 室の設置とします。なお、公民館の和室は台風等の際の避難所として機能するため、それに伴う防災備品用の倉庫も設置します。
- ・比較的大きな部屋の利用率が高いため、会議室を 3 室設置し、可動間仕切りでひとつの大きなホール(講堂機能)としても利用可能な計画とします。なお、音が出る活動も行われることから会議室の 1 室は簡易な舞台および防音機能を有した部屋にします。
- ・調理実習室は現状と同じ利用が可能なよう計画するとともに、事務室、給湯室、倉庫、印刷室など必要諸室は適切に設置します。
- ・公民館と小中学校で個々に設置されていた図書室は集約して設置することで小学校低学年から中学生、さらに地域住民も利用する、地域の交流の場となるようなスペースを確保します。
- ・南館は比較的築年数が浅く、改築の必要性が低いため、利用方法を検討のうえ、引き続き活用することとします。

4-1-3 児童クラブ室の検討

- ・児童クラブ室の面積は、条例に規定される面積（児童一人あたり 1.65 m²）以上を確保します。今後児童数は減少する一方、共働き世帯の増加が見込まれるため、入所希望者全員が入所できる規模として、普通教室 1 つ分程度の広さを確保します。

4-1-4 駐車台数の検討

- ・小中学校においては、想定されるクラス数から教職員用の必要駐車台数を 36 台と見込みます。その他の関係者や来客用として 4 台分の駐車場を確保します。
- ・公民館及び児童クラブについては、現在の利用状況を踏まえ、公民館の利用者及び職員用と児童クラブの送迎用を兼用で 21 台分の駐車場を確保します。また、児童クラブの職員用として別に 2 台分の駐車場を確保します。
- ・駐車場は、各施設から利用しやすい場所に設置し、基本計画図においてその位置を示します。

4-2 交流空間の創出

4-2-1 交流空間づくりの基本方針

地区個別計画のコンセプトである地域の「交流拠点づくり」を実現するため、以下の基本方針のもと交流空間の創出を目指します。

交流空間づくりの基本方針

- 交流空間には、様々な人が利用しやすい用途・機能を持たせます。
- 交流空間は多様な方々の交流がうまれるよう、各施設から利用しやすい位置に設け、機能・用途に応じた適切な大きさを確保します。

4-2-2 交流空間に関する検討事項

交流空間に関する検討課題について、地区個別計画策定時に地域住民から出た意見や施設関係者との協議を踏まえ整理します。またそれらの課題を解決するための整備方針を整理します。

表 4-2-1 交流空間に関する検討課題

	No	検討課題	課題解決のための整備方針
地域住民	1	地域交流の場と教育の場のすみ分けが必要です。	交流空間は普通教室エリアでない位置に配置します。
	2	学校と公民館が集約され、神社にも近く町内行事が行いやすくなることが期待されます。	町内の行事が行えるような屋外広場を検討します。
施設関係者	3	図書室は地元の高校生や地域の方の勉強にも利用されており、新しい施設でもそういったスペースの検討が必要です。	図書室は地域開放ゾーンと小中学校ゾーンの必要に応じたエリア分けを行い、小中学校の学習に影響及ぼすことなく、地域開放が可能な計画とします。
	4	図書室の運営に地域の方が関われるような仕組みができないか。	地域開放する図書室として望ましい運営方法は検討課題とします。
	5	図書室はパソコン室と一体とすることでメディアセンターとし、交流もできるような備えを検討する必要があります。	図書室に近接したパソコン室を配置し、より高度な調べ学習を可能とするなど、小学校低学年から中学生まで利用しやすい図書室として児童、生徒の交流を促します。
	6	家庭科室（調理室）を小中学校、公民館の共用の調理室とすることで地域と児童・生徒の交流が期待されます。利用人数に応じて多目的室をランチルームのように使えるようにできるとなお望ましいです。	家庭科室（調理室）は公民館からアクセスしやすい位置に配置し、小中学校と公民館でスペースの共有が可能とします。また多目的室を家庭科室（調理室）に隣接させ、ランチルームとしても活用可能な計画とします。
	7	学校と公民館の間に交流スペースとして、ピアノを置いて皆で歌ったり、児童生徒の作品や、地域の方の作品を展示したりできる場所を設けることが望ましいです。	公民館のエントランスホールは、小中学校からもアクセスしやすい計画とし、児童、生徒、地域の方の作品展示スペースとしても活用できるようにします。

4-2-3 4つの交流空間の創出

交流空間づくりの基本方針や交流空間に関する検討事項を踏まえ、屋内外で主に4つの交流空間をつくります。

(1) 図書室

図書室は、子どもたちの教育にとって重要な学びの場であり、小学校低学年から中学生まで幅広い学年の子どもたちの利用が想定されます。さらに地域住民の方にとっても利用しやすい場所と考えられます。

そこで、小中学校の図書室を一緒にするとともに、地域の方もアクセスしやすい小中学校の1階に配置し、児童、生徒、地域住民の交流の場として活用します。

図書室にはパソコン室を隣接させ、より高度な調べ学習が可能なメディアセンターとすることで、教育環境の充実も期待されます。

また、授業に支障を及ぼさないよう必要に応じて地域開放ゾーンと学校ゾーンに区切ることが可能となるエリア設定をします。

(2) 家庭科室・多目的室

小中学校の家庭科室（調理室）を公民館からアクセスしやすい位置に配置し、小中学校と地域で共有が可能な計画とします。また家庭科室（調理室）に隣接して多目的室を設け、ランチルームとして一体利用も可能な計画とします。家庭科室（調理室）と多目的室は、地域の方と子どもたちが調理室で作ったものを一緒に多目的室で食べることができるなど、食を軸とした交流の場としても期待されます。

(3) 屋外広場

小中学校、公民館の間のスペースに屋外広場を設けます。各施設からアクセスしやすい場所に配置することで、地域住民、児童、生徒が自然と集まる空間とします。屋外広場は地域のイベントなどが行える広さを確保します。

また公民館や図書室の出入り口に面して、エントランス広場を設けることで、地域の方を迎え入れる空間とします。

(4) 多目的ホール1・2

授業や中学校の部活動だけでなく、地域の卓球大会といった屋内での地域行事にも利用可能な空間とします。また可動間仕切りで2部屋に分けられる計画とし、フレキシブルに利用ができるような部屋とします。

4-3 施設集合による部屋の共用と集約

地区個別計画のなかで、スペースの相互利用や運営での連携が円滑に行われるよう工夫を行うとされています。そこで、各施設の機能を損なわず、どの部屋で共用や集約が可能か検討します。

なお「共用」と「集約」の定義と主な効果は以下の通りです。

「共用」 ひとつの部屋を複数の施設が時間を分けて使う部屋。他の施設と部屋を共有することで、各施設の機能を維持しつつ運営の効率化を図ることが期待されます。

「集約」 ひとつの部屋を複数の施設がエリアを分けて使う部屋。各施設の類似機能を同一空間に集約することで、各施設の利便性の向上や利用者同士の交流の活性化が期待されます。

4-3-1 部屋の共有と集約に関する検討課題

スペースの相互利用を検討するにあたり、部屋の共用と集約に関する検討課題について、地区個別計画策定時に地域住民から出た意見や施設関係者との協議を踏まえ整理します。またそれらの課題を解決するための整備方針を整理します。

表 4-3-1 部屋の共用と集約に関する検討課題

	No	検討課題	課題解決のための整備方針
施設関係者	1	保健室は小学校と中学校で児童、生徒への対応の仕方が異なることや、保健室登校の児童、生徒に配慮し、それぞれ単独で設けることが望ましいです。	保健室は小学校と中学校それぞれ単独で設けることとします。
	2	公民館では音が出る活動があるため、音楽室を共用とする場合、1室は防音室とすることが望ましいです。	音楽室は小中学校で2室設け、うち1室を公民館と共用とします。また音楽室の防音仕様については今後の詳細設計のなかで検討します。
	3	職員同士が交流できるよう、小学校と中学校の職員室は集約するのが望ましいです。行き来しやすい間仕切りなどでエリア分けできればよいと考えます。	小学校と中学校の職員室は、小学校エリアと中学校エリアを設けつつ集約とし、職員同士が交流しやすい環境をつくります。
	4	木工室は公民館の講座に利用できるのので共用とすることが望ましいです。	木工室は共用とし、地域開放が可能となるよう公民館からアクセスしやすいよう配慮します。
	5	小学校と中学校の校長室は来客があるため、それぞれ単独で設けるほうが望ましいです。ただし、各校長室からは職員室の様子がかがえるように、行き来しやすい配置とする必要があります。	校長室は、小学校と中学校それぞれ単独で設けることとし、それぞれ職員室に隣接して配置します。

4-3-2 部屋の共用と集約

運営実務者の意見を踏まえ、小中学校、公民館で、どの部屋を共用できるか、どの部屋を集約できるか検討しました。

表 4-3-2 主な共用と集約が可能な部屋の考え方

主な「共用」が可能な部屋とその考え方	
音楽室	2室設ければ、うち一室は学校と公民館で共用が可能と考えられます。なお共用する音楽室は公民館活動の音が授業に影響を及ぼさないように防音などの配慮が必要です。
家庭科室	家庭科室は調理室と被服室の2つが必要となりますが、家庭科室（調理室）は公民館と共用可能と考えられます。
会議室	公民館が主体的に管理、運営することで公民館と学校で共用可能と考えられます。
体育館	カリキュラムを工夫するとともに、卓球なども行える多目的ホールを別途設けることで、学校と公民館とで共用可能と考えられます。
多目的ホール1・2	学校の授業や中学校の部活動、公民館の地域行事など多目的に活用するスペースとして学校及び公民館で共用が可能と考えられます。
主な「集約」が可能な部屋とその考え方	
図書室	小学校、中学校、公民館の図書室を集約することで交流空間になると考えられます。使用に際しては、小学校が授業で使う学校エリアと地域住民も利用できる地域開放エリアをゾーン分けすることで授業への支障をなくします。
昇降口	小学校、中学校の昇降口を集約することで、小学校児童と中学校生徒との交流が期待されます。
職員室	小学校、中学校の職員室は集約し、小中学校の教職員の交流がしやすい計画とします。

4-4 必要諸室の設定

これまでの検討結果を踏まえ、必要諸室を以下のように設定します。

なお赤字は各施設で共用する部屋となります。青字は各施設で集約して使う部屋となります。【】内は必要室数を示します。音楽室については、1室を公民館と共用し、もう1室は小中学校で使う部屋とします。

ア 小学校	イ 中学校	ウ 公民館（本館）
普通教室 【 8 】	普通教室 【 4 】	事務室 【 1 】
特別支援教室 【 2 】	特別支援教室 【 2 】	玄関 【 1 】
理科室 【 1 】	理科室 【 1 】	和室 【 1 】
各準備室	各準備室	給湯室 【 1 】
保健室 【 1 】	保健室 【 1 】	印刷室 【 1 】
校長室 【 1 】	校長室 【 1 】	
	家庭科室（被服室） 【 1 】	
	相談室 【 2 】	
	木、金工室 【 1 】	
	音楽室 【 1 】	
	音楽室 【 1 】	
	多目的教室 【 1 】	
	体育館 【 1 】	
	美術・図工室 【 1 】	
	家庭科室（調理室） 【 1 】	
	多目的ホール 【 1 】	
	会議室 【 3 】	
	PC室 【 1 】	
	放送室 【 1 】	
	通級指導教室 【 1 】	
	児童（生徒）会室 【 1 】	
	印刷室 【 1 】	
	農機具倉庫 【 1 】	
	給食配膳室 【各階1】	
	職員更衣室 【男女各1】	
	昇降口 【 1 】	
	職員室 【 1 】	

図書室 【 1 】		
その他共用部（児童用トイレ、職員用トイレ、廊下、階段、教材庫、倉庫、来校者玄関ほか）	その他共用部（児童用トイレ、職員用トイレ、廊下、階段、教材庫、倉庫ほか）	その他共用部（トイレ、廊下、階段、倉庫）

ア 小学校

イ 中学校

小中学校エリア合計 7,813 m²

ウ 公民館

公民館エリア合計 568 m²

※共用・集約する部屋の管理運営方法については、教育環境等の配慮などを踏まえたうえで、実施設計までに検討します。

※公民館南館については築年数が浅いことから、利用方法を検討のうえ耐用年数まで活用します。

エ 児童クラブ

・児童クラブ室【 1 】

児童クラブ合計 71 m²

4-5 基本計画図の策定

4-5-1 基本計画図に関する検討課題

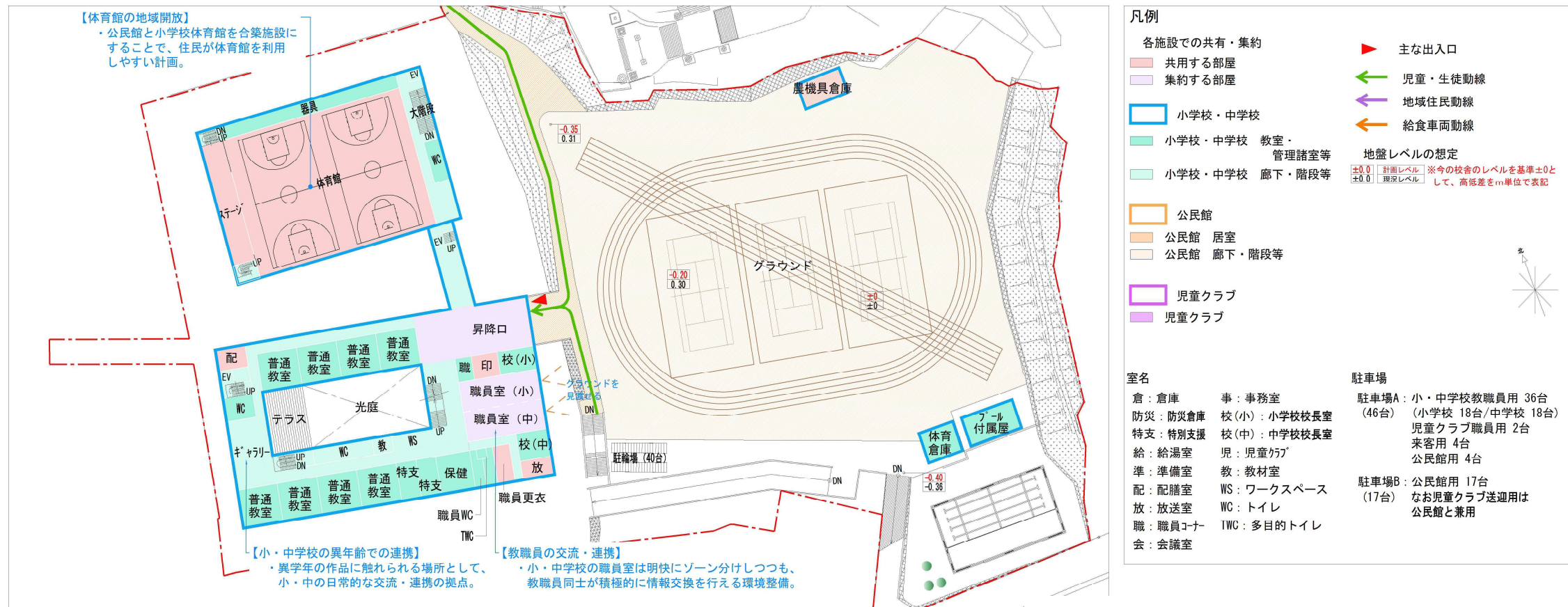
基本計画図の策定に関する検討課題について、地区個別計画策定時に地域住民から出た意見や施設関係者との協議を踏まえ整理します。またそれらの課題に対して整備方針を整理します。

表 4-5-1 基本計画図に関する検討課題

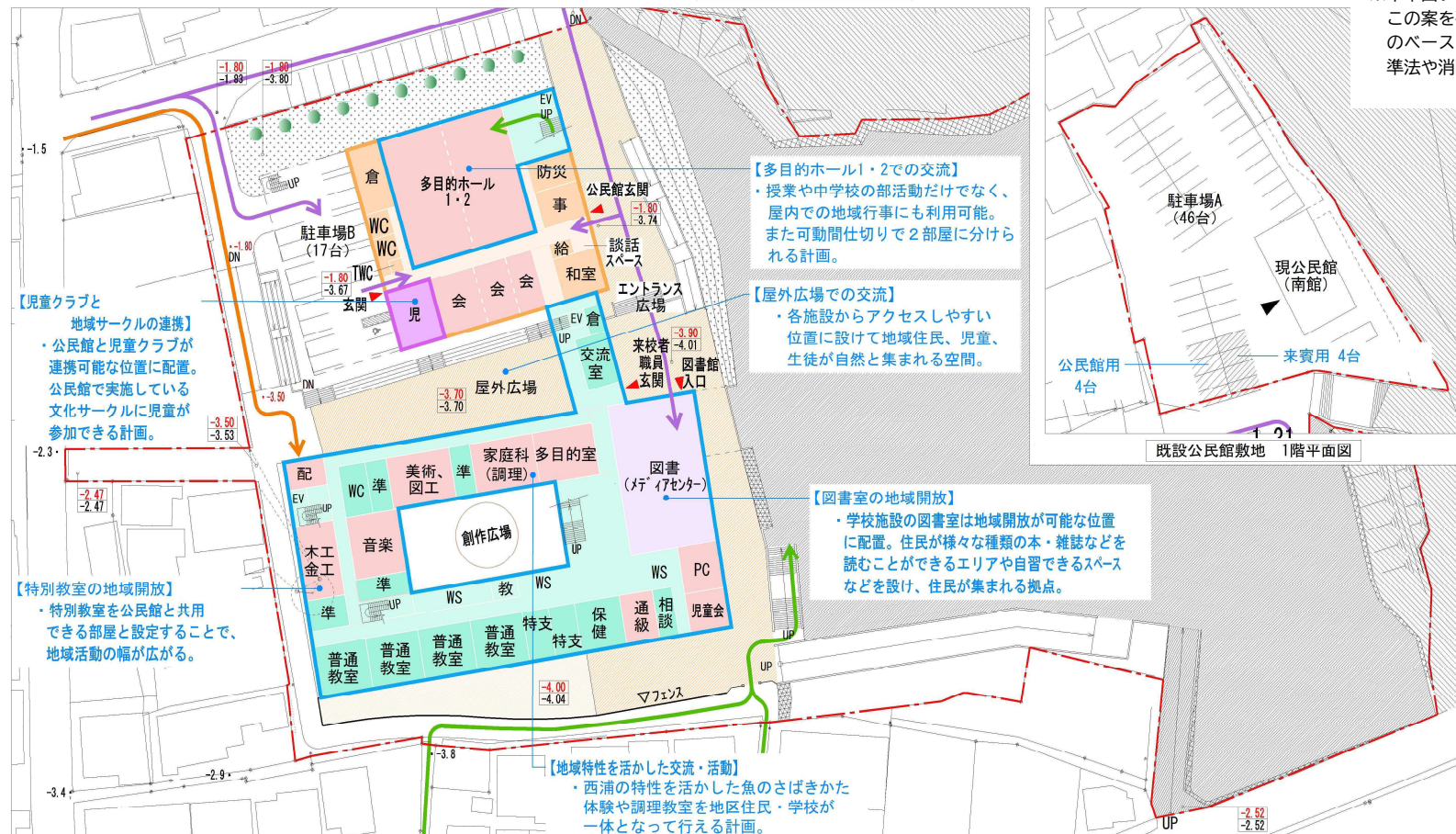
	No	検討課題	課題解決のための整備方針
地域住民	1	徒歩や自転車ですぐに安全に通学できるように通学路の整備が必要です。	現状の通学路を踏まえつつ、歩車分離、職員室からの視認性を確保し安全な通学路を整備します。
施設関係者	2	校舎が高くなると縦動線が長くなり職員は子供を見守りづらくなることから教室は横に展開する配置が望ましいです。	校舎は3階建て以下とし、できる限り同じフロアに多くの教室が配置できる計画とします。
	3	避難場所は小中学校、さらに西浦保育園の児童、生徒、園児、教職員などが避難できるよう、必要面積を想定する必要があります。	小学校と保育園の合同避難訓練では、既存北棟の屋上面積があれば避難に問題なかったことから、北棟屋上の面積に加えて中学校の生徒教職員を見込んだ避難スペースを確保します。
	4	多目的に利用できる少し広い空間があると、簡単な集まりや交流・作業ができ望ましいです。	小中学校共用のギャラリーを設け、多様な学習や交流の場となる計画とします。
	5	職員室からグラウンドが見えるようにする必要があります。	職員室からグラウンドへの視認性に配慮します。

4-5-2 基本計画図の策定

第3章の検討結果により、D案をベースに、更に検討を加え作成した基本計画図を次頁に示します。



2階平面図



1階平面図

※本平面プラン案は、主な機能を具体的に配置するためのイメージで、この案を確定するものではありません。今後の詳細設計をする上でのベースとなるものです。また、詳細設計を進めるうえで、建築基準法や消防法など関係法令に準じて変わることがあります。

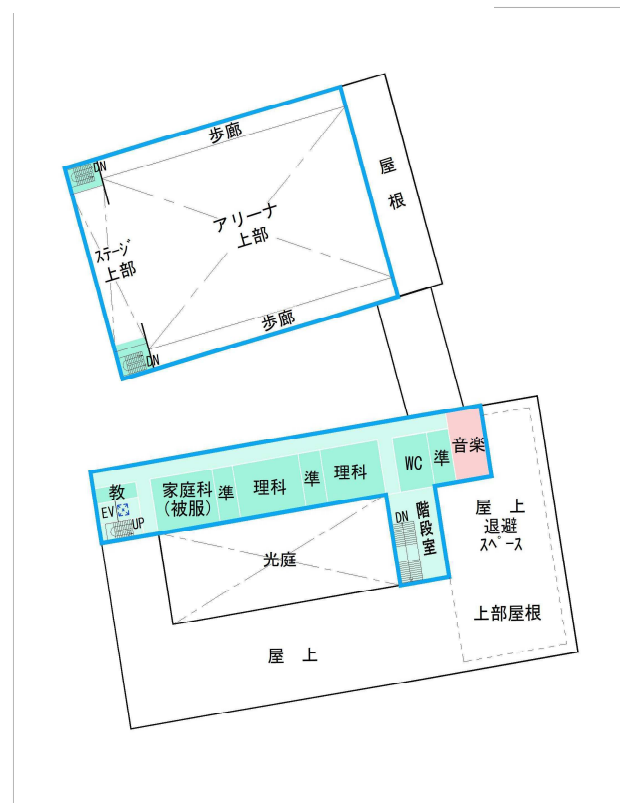


図 4-5-1 基本計画図



図 4-5-2 南東からみた鳥瞰イメージパース

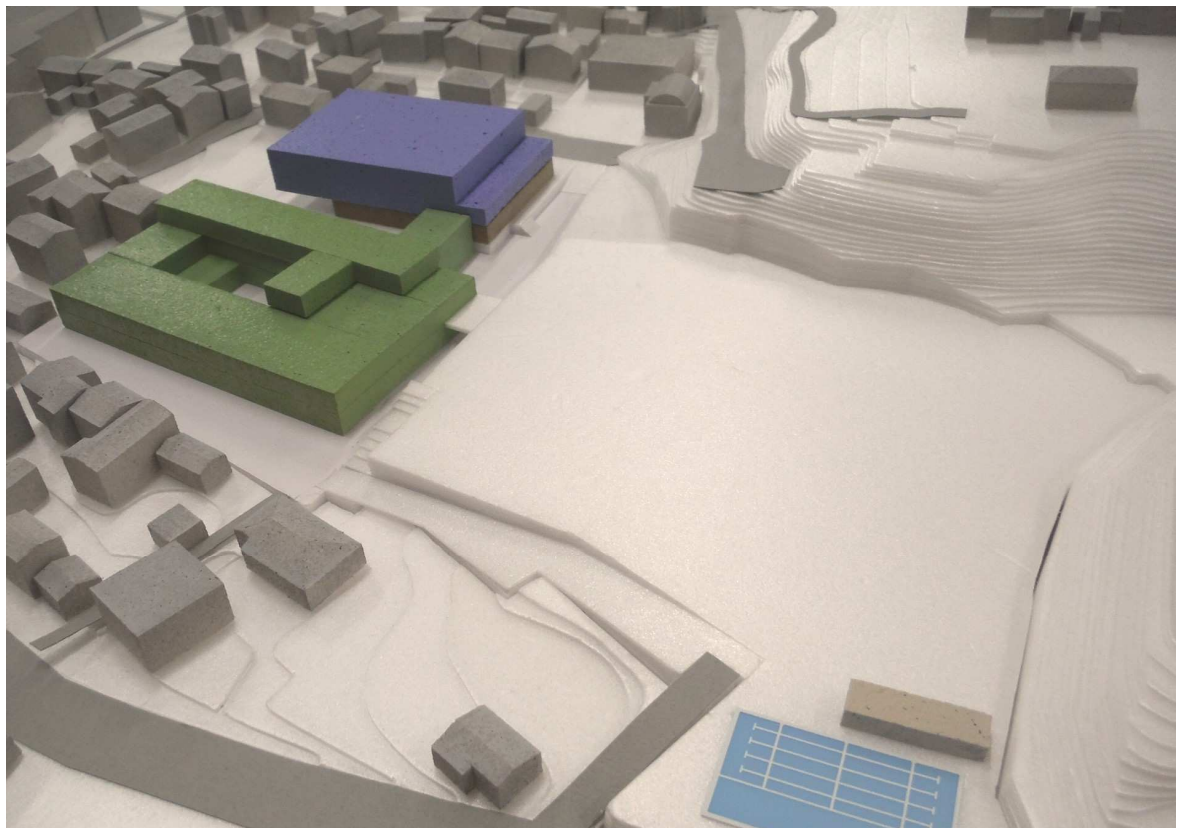


図 4-5-3 模型写真

第5章 管理運営方法に関する考え方

第5章では、1-4 で示した「(4)管理運営方法」に関して検討を行います。

検討事項

- 施設集合のメリットを活かして子どもたちと地域との交流や施設の相互利用を積極的に進めると同時に、子どもたちの安全性が確保できるよう、防犯計画を検討します。
- 災害時における児童、園児、教職員の安全確保だけでなく地域住民の避難所としてどのような機能が必要となるか検討します。
- 施設集合の特徴を踏まえたうえで、かつ地区個別計画のコンセプトを実現するために、各施設における管理運営方法の方針を整理します。

5-1 防犯計画

5-1-1 防犯計画の基本計画

施設集合のメリットを活かしつつ、子どもたちの安全性を確保するため、「敷地内の防犯対策」「建物内の防犯対策」の2つの観点から防犯計画の基本方針を整理します。

敷地内の防犯対策

- 敷地内において地域の方が入ることができるエリアと地域の方が入ることができないエリアを明確に区分（セキュリティラインの設定）し、エリアとの境界には適切な高さのネットフェンスなどの囲障を設け、外部からの侵入を防止します。
- 極力死角をつくらないようにシンプルな建物形状とすることで、職員室や事務室などから見通しのよい建物配置とします。また屋外施設、門扉等への視認性にも配慮します。
- 必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。

建物内の防犯対策

- 各施設の出入口は共用とせず、施設ごとに設けることで、各施設への出入りの管理がしやすい計画とします。
- 各施設が使えるエリアを明確に区分にするとともに、運営に即したセキュリティラインを設定することで、交流や施設相互利用と安全性の両立を図ります。

5-1-2 敷地内におけるセキュリティラインの設定

防犯計画の基本方針を踏まえ、敷地内におけるセキュリティラインを、以下の通り設定します。

敷地内は、小中学校の授業が行われている時間に地域住民が入ることができないエリア（小中学校エリア）と地域住民が入ることができるエリア（地域開放エリア）に明確に分離し、両エリアとの境界にセキュリティラインを設定します。

セキュリティライン上は、適切な高さのネットフェンス等の囲障を設けるとともに、各エリアの出入口には門扉、フェンス扉などを設けます。なお、現在の小学校の敷地内には地域の方々が南北に通り抜けできる通路があることから、小中学校の校舎の西側を迂回して南北に通り抜けができる通路を確保します。

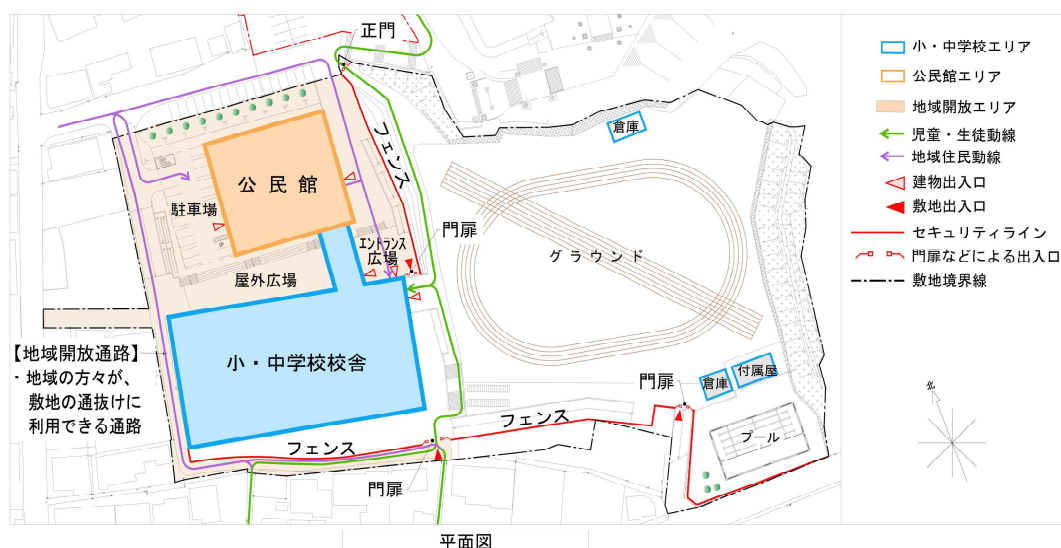


図 5-1-1 敷地内のセキュリティの設定

5-1-3 建物内におけるセキュリティラインの設定

(1) セキュリティライン設定の考え方

施設の相互利用を進めるにあたり、表 5-1-1 のように各施設の運営時間が異なることから、時間帯によって変化するフレキシブルなセキュリティラインの設定が求められます。

また小中学校の授業に影響がないよう、セキュリティラインの設定は学校を中心に考えます。

表 5-1-1 各施設の運営時間

施設名	運営時間	休暇、休館日など
小学校	午前 8 時～午後 5 時頃	土日曜日、夏休み等長期休暇
中学校	午前 8 時～午後 5 時頃	土日曜日、夏休み等長期休暇
公民館	午前 9 時～午後 9 時	月曜日、その他年末年始等
児童クラブ	午前 7 時 30 分～午後 7 時	日曜日・祝日・年末年始

以上を踏まえ、セキュリティラインの設定の考え方を整理します。

セキュリティライン設定の考え方

- 学校が授業を行っている一般時のセキュリティラインと放課後や休日など地域開放を行っているときのセキュリティラインの 2 段階のセキュリティラインを設定します。
- 2 段階のセキュリティラインそれぞれにおいて、学校利用範囲と地域住民利用範囲を設定します。

(2) セキュリティライン設定の概念図

セキュリティライン設定の概念図を以下に示します。

- ・一般時（学校授業時）は、集約・共用ゾーンを学校利用としたセキュリティラインとします。
- ・開放時（土日祝日、放課後）は、集約・共用ゾーンを地域住民利用としたセキュリティラインとします。
- ・小中学校のなかでも教室や職員室などの管理諸室は最もセキュリティの高いゾーンとし、学校のみが利用可能な範囲とします。

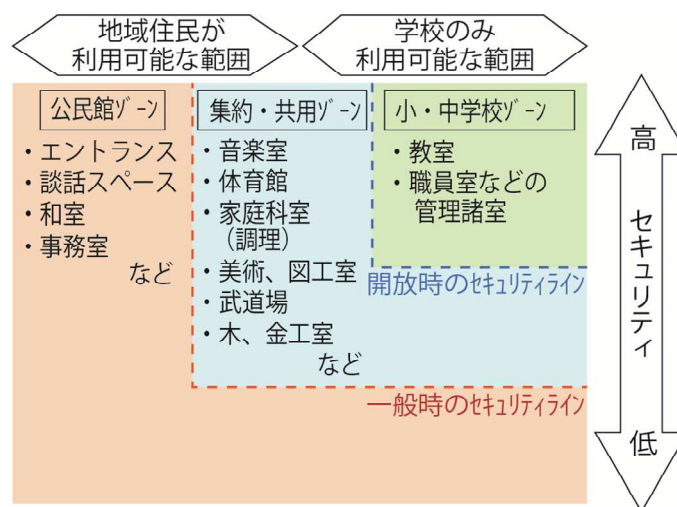
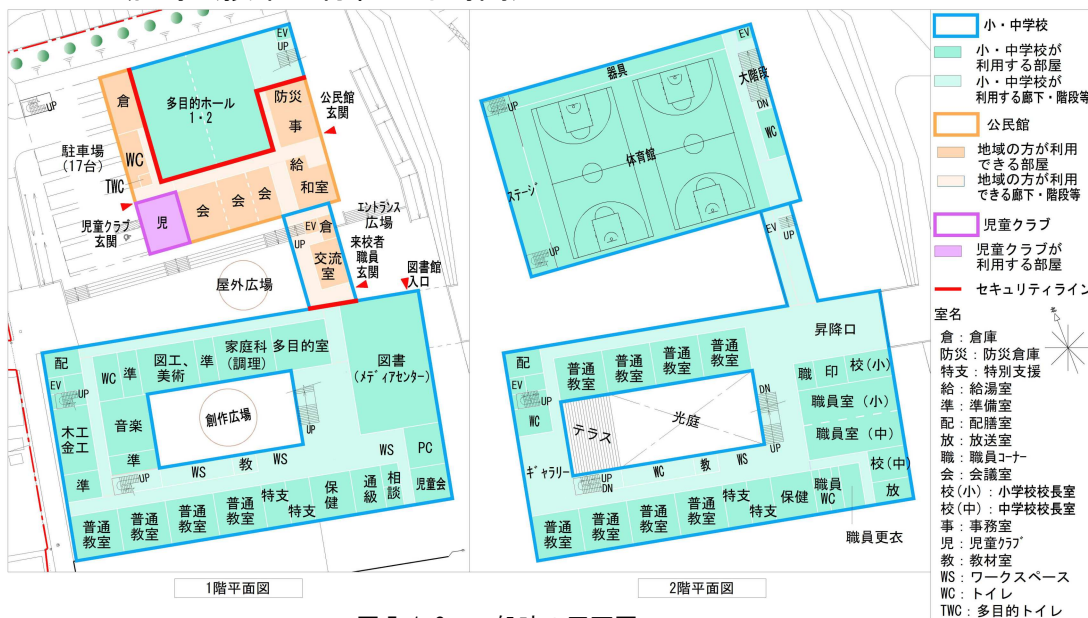


図 5-1-2 セキュリティライン設定の概念図

(3) セキュリティラインの設定

一般時のセキュリティラインと開放時のセキュリティラインは以下のとおりとします。それぞれの図のなかで、各施設が利用できる範囲を色分けして示しています。

ア. 一般時（授業が行われる時間）



イ. 一般開放時（放課後や休日）



※授業に支障なく、かつセキュリティが確保されれば、授業が行われている時間であっても、共用の部屋が空いている場合は地域の方の利用が可能となるような施設の運用を検討していきます。
 ※常時はセキュリティを確保しつつ、非常時にはセキュリティラインを越えての避難を可能とするよう非常時開放装置などの設備を設置します。

5-2 新しい施設に求められる防災機能

現在、西浦小学校と西浦公民館は、災害時の避難所に指定されており、施設整備後も避難所となることを前提に検討する必要があります。

また、避難所として被災者の受け入れを行うだけでなく、避難者に必要な情報を収集・発信するとともに、必要物資を供給する拠点としても機能できることを目指します。

5-2-1 前提条件と基本方針

(1) 避難施設としての規模の検討

南海トラフ地震が過去最大地震モデルにおいて発生した場合、想定される避難者数は市全体で最大約 14,000 人です。現在、この人数をカバーできるように、市全体で 14,325 人を収容できる避難所を設定しており、そのうち現状の西浦地区の避難所の収容人員は 1,180 人です。

本計画で整備される施設については、体育館に加えて、校舎内諸室（12 室程度）を避難所として使用することを想定します。この場合、西浦小中学校の収容人員は 1,240 人（体育館・武道場 820 人、校舎内諸室 420 人）となり、西浦地区全体の避難所収容人員は 1,310 人程度となる見込みです。なお、地区内の避難者をどのように収容していくかについては、市全体の防災体制のなかで引き続き検討していきます。

表 5-2-1 西浦地区における現施設と整備後の収容人員

現施設	西浦小		西浦保	西浦中	合計
	体育館		遊戯室	体育館	
収容人数(人)	300		70	810	1,180

整備後 (見込み)	新西浦小・中		西浦保	現西浦中	合計 見込み
	体育館・武道場	校舎	遊戯室	—	
収容人数(人)	820	420	70	—	1,310

(2) 避難施設として必要となる機能の検討

避難施設としての機能確保のため、避難生活を送るうえで必要な機能や、防災備蓄品、情報収集手段の確保などについて整理します。

(3) 自然災害への対策

小学校敷地の東側には土砂災害警戒区域等に指定されている急傾斜地があるため、校舎や体育館、公民館の建物は、当該傾斜地からの距離を確保しています。

近年頻発するゲリラ豪雨に備えるため、蒲郡市における過去の最大 10 分間降雨量（27 mm）に安全率を加味した雨水排水計画とします。

5-2-2 避難所として必要な機能

(1) 施設集合のメリットを活かした避難所機能の向上

- ・ 公民館の和室や会議室は、1階に位置し、室内環境の管理がしやすく、一定のプライバシーが確保できることから、一般の避難スペースとは別に高齢者や子どもなどの要配慮者の避難スペースとして活用します。
- ・ 公民館の会議室は可動間仕切りにより1～3室に分けることが可能であり、災害時には使用目的に応じてフレキシブルに対応可能なスペースとします。
- ・ 多目的ホール1・2は1階に位置し大きな空間を確保できるため、救援物資の集積、供給の拠点等とすることを想定します。
- ・ 家庭科室は、災害時に炊き出しを行うことを想定し、調理器具はプロパンガスが利用可能な計画とします。また中圧ガスなど熱源の多重化を検討します。

(2) トイレ

- ・ 地域住民の避難生活においてトイレ機能の確保が非常に重要なことから、断水などを想定し、洗浄・排水の確保、マンホールトイレや簡易トイレの設置など複数の対策を組み合わせ、必要なトイレの機能を確保します。
- ・ 災害時のトイレの洗浄水に利用できるよう地震時に地震動を感知して弁を閉止することにより受水槽に非常用の生活用水を確保する緊急遮断弁の設置を検討します。
- ・ 排水管本管が破損した場合に一時的に污水管を貯留する地下貯留槽の設置を検討します。
- ・ プールの水を雑用水や消防用水として利用できないか検討します。

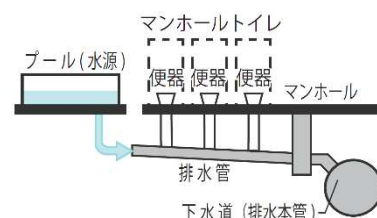


図 5-2-1 マンホールトイレイメージ

(3) 電気・水

- ・ 停電時にも最低限の電力を確保できるよう太陽光発電機で発電した電力を蓄える蓄電池の設置を検討します。
- ・ 断水時にも受水槽から直接水を取り出せるよう受水槽に蛇口の設置を検討します。

(4) 必要物資の確保

- ・ 公民館内に防災備蓄用の倉庫を設けます。屋内に倉庫を設けることで、雨天時などにも搬出入が容易となります。また避難スペースとなる体育館のアリーナには、エレベーターで物資の運搬ができるようにします。
- ・ 公民館に大型車両を横付けできるような計画とし、倉庫やアリーナへの救援物資の搬出入ルートを確認します。

(5) 情報通信手段の確保

- ・ 武道場兼多目的ホール前のホールは、避難スペースとなる体育館アリーナからアクセスしやすく、1階にあることから、災害時に避難者や地域の方が必要とする情報を収集、発信する情報コーナーとすることを想定します。
- ・ 災害情報の入手と施設内への伝達ができるよう、デジタル防災行政無線の受信設備や停電に対応した館内放送を整備します。
- ・ 大規模災害時には電話やFAXが使用できなくなることが想定され、そのような場合でも消防、警察、市役所等と直接通話可能な無線設備である相互通信用無線設備等を職員室に整備します。
- ・ スマートフォン等によりインターネット通信ができる無線LANアクセスポイントを設置します。

(6) 居住性の確保

- ・ 夏場における暑さ対策として、外断熱工法など断熱性能を高める工法を検討します。また網戸を設置することで夏場も窓を開け自然通風が確保できるよう検討します。
- ・ 空調方式は発災後復旧が早いといわれる電気を熱源とします。
- ・ 災害時の停電にも電源供給ができるように電力確保ができる設備を配置します。そのために非常用発電機だけではなく、中圧ガスなど熱源の多重化を検討します。

5-3 管理運営方法の検討

異なる機能が集合するため、施設間の連携が図られるための管理運営方法の検討が重要となります。

施設集合を行った先進的事例の視察を行ったところ、施設集合に伴う管理運営方法の検討課題が3つあげられました。

施設集合に伴う管理運営方法の検討課題

- 運営方法が異なる施設間の連携を深め、運営面の調整をするための体制について検討を行う必要があります。
- 公民館や地域との連携が教職員の負担増とならないよう配慮が必要です。
- 運営を始めることで見えてくる課題もあることから、施設オープン後も柔軟な施設運営が求められます。

(1) 交流室の設置

交流室を設け、地域と小中学校をつなぐ活動拠点とします。

各施設の運営者が施設間の連携や運営面での調整をとりやすいように、交流室を各施設の結節点に配置します。

(2) 運営方法の工夫

- ・家庭科室、音楽室、図工室などの特別教室は、学校授業での使用を最優先しつつも、小中学校と公民館で共用を進められるよう、ネットワークを使った予約システムの構築を検討します。
- ・5-1-2で検討したように2段階のセキュリティラインを設定しますが、学校教育や児童、生徒の安全性を第一に考え、セキュリティラインの切り替えは小中学校が主体となって行います。

5-4 ユニバーサルデザイン

5-4-1 ユニバーサルデザインの基本方針

関係法令や「愛知県ひとにやさしい街づくり条例」、文部科学省の「学校施設バリアフリー化推進指針」、「ユニバーサルデザインの7原則」などに準拠した施設整備を実施し、多世代が利用する施設として、誰もが使いやすい施設づくりを行います。

- 1 すべての建物に円滑にアプローチできる計画
極力段差のない敷地内通路、適切なスロープ
各施設へのアクセスしやすい車いす駐車場
- 2 分かりやすく誰もが快適に移動しやすい平面計画
各部屋までの経路がわかりやすい平面計画、
同一建物、同一階では段差を設けない
- 3 出入口
段や高低差を設けない、円滑に通過できる
扉幅、開閉しやすい扉
- 4 安全で使いやすい階段
施設用途に応じて適切な勾配、幅員確保、
二段手すり、段を認識しやすい色彩明度
- 5 誰もが利用しやすいエレベーター
すべての建物にエレベーターを設置、適切な開口かご形状、大きさ、操作盤の位置、乗降ロビーに転回スペース確保
- 6 誰もが利用しやすいトイレ
各施設に多目的トイレ、適切な設備設置、
転回スペース確保、一般トイレにベビーチェア
- 7 設備計画におけるユニバーサルデザイン
シンプルで使いやすいスイッチ、コンセントの位置
- 8 サイン計画におけるユニバーサルデザイン
図と字の明度差を大きく、見やすい文字サイズ
ピクトやテーマカラーによりわかりやすく

5-4-2 具体的な配慮事項

(1) すべての建物に円滑にアプローチできる計画

- 敷地内通路はできる限り段差をなくし、やむを得ず段差が生じる場合、適切な階段とスロープ（階段は踊り場や手すり設置など、スロープは勾配 1/15 以下、有効幅員 1.4m 以上）を設置します。また敷地内通路は、表面を滑りにくい仕上げとし、歩車分離をして安全かつ円滑に利用できる計画とします。
- 敷地内通路を横断する排水溝などの蓋は通路面との段差をなくし、蓋のスリットは杖や車いすのキャスターなどが落ちないように配慮します。
- 視覚障がい者が敷地境界から受付やインターホンなどの案内設備まで安全に到達できるように、誘導ブロックを適切に敷設します。
- 公民館及び小中学校の来校者用駐車場に一般の駐車スペースよりも大きく、車イス使用者や障がい者、妊婦などが安全に乗り降りできる駐車スペース（車いす駐車場）を設けます。車いす駐車場は、各施設の出入り口へスムーズにアクセスできる位置に設けます。

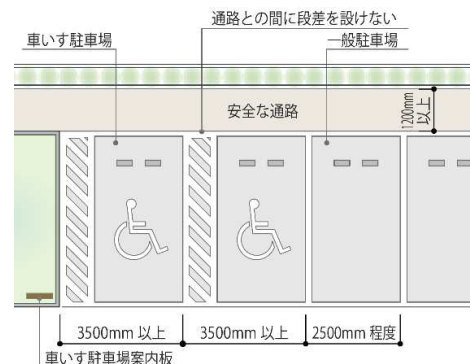


図 5-4-1 車いす駐車場整備例

(2) わかりやすく誰もが快適に移動しやすい平面計画

- ・シンプルかつ整形な平面計画とすることで、目的とする部屋までの経路が分かりやすい施設とします。
- ・同一建物の同一階においては段差を設けない計画とします。建物と建物の間ではむを得ず高低差が生じる場合は、渡り廊下などにおいて適切なスロープ（勾配 1/12 以下、有効幅員 1.4m 以上（段に併設の場合は 90cm 以上）踊り場や手すり設置など）を設け、円滑な移動が可能とします。
- ・柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくし、安全性を確保します。

(3) 出入口

- ・出入口に段や高低差を設けず、だれもが円滑に通過できる扉幅を確保します。
 - 外部への出入り口 90cm 以上
 - 施設利用者が主に利用する部屋の出入口 80cm 以上
- ・出入口の扉は、子どもや高齢者でも開閉しやすい形式のものとし、ます。
- ・昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮します。

(4) 安全で使いやすい階段

- ・階段は、施設用途に応じて、安全かつ円滑に利用できる幅員、勾配を確保するとともに、踏面及び蹴上げの寸法は一定とし、段鼻は識別しやすくつまずきにくいものとし、ます。
- ・子どもから高齢者までが使いやすいよう二段手すりを基本とし、ます。
- ・段の上端と下端を認識しやすくするため色相や明度の差等に配慮し、階段の上端には点状ブロックを設置するなど、だれもが安全に利用できる階段とし、ます。

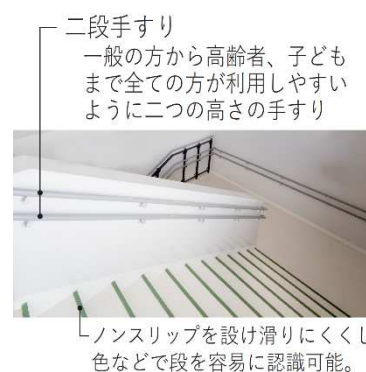


図 5-4-2 階段イメージ

(5) だれもが利用しやすいエレベーター

- ・すべての建物にエレベーターを設置し、車いす使用者、ベビーカー利用者などもすべての階の部屋を円滑に利用できる計画とします。
- ・小中学校のエレベーターは地域開放時にも利用できる位置に計画します。
- ・エレベーターの間口、かごの形状、大きさ、操作盤の位置、手すり、点字などは、だれもが不自由なく利用できる計画とします。
- ・エレベーター乗降口には、車いす使用者が直進でエレベーターに出入り可能なように、前面に回転できるスペースを確保します。

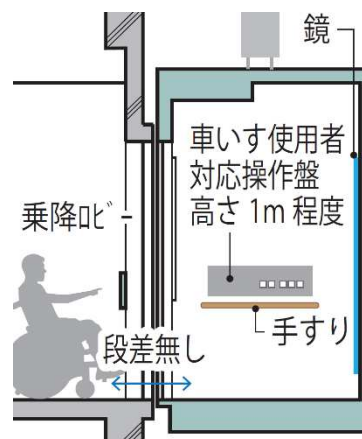


図 5-4-3 エレベーターイメージ

(6) 誰もが利用しやすいトイレ

- ・各施設に多目的トイレを設置します。
- ・多目的トイレの出入口や通路は車いす使用者の通行が可能な幅員を確保し、出入口の扉は車いす使用者でも容易に開閉できるものとします。
- ・多目的トイレは適切な設備を設け、設備周囲には、車いす使用者及び介助者の利用も想定した適切なスペースを確保します。
- ・一般トイレにおいても、手すりや乳幼児連れの利用者に配慮してベビーカーチェアなどを設置します。
- ・視覚障がい者の利用に配慮して、案内板等にトイレの位置及び男女の別を点字等により表示します。



図 5-4-4 多目的トイレイメージ

(7) 設備計画におけるユニバーサルデザイン

- ・スイッチ、コンセントなどはだれもが使いやすいシンプルなものとし、適切な位置に配置します。
- ・施設や部屋の用途に応じて適切な照度、照明器具の位置を計画します。

(8) サイン計画におけるユニバーサルデザイン

- ・サインは、図と地の明度差を大きくし、また文字のサイズや書体の選択に配慮するだけでなく、ピクトグラム（絵文字）を用いたり、施設毎にテーマカラーを設けるなど、すべての人にわかりやすいものとし、



図 5-4-5 分かりやすいサイン例

5-5 設備計画に関する検討

5-5-1 施設用途に即した空調機器の選定

本施設は小中学校、公民館の3つの施設用途が集合し、各施設で運営者が異なるとともに、想定される空調使用時間帯も異なることなどを考慮し、以下の方針で空調機器の選定を行います。

空調機器選定の基本方針

- 空調の使用や温度調節などが施設ごとに個別に対応できるよう、フレキシブル性を重視した空調機器の選定を行います。
- 維持管理のしやすさを考慮し、汎用性の高い空調機器を選定します。
- 熱源は一般的に災害復旧が早く、蒲州市での実績が多く信頼性の高い電気を基本とします。
- 5-2の検討結果を踏まえ、防災時の機能確保に配慮した空調機器を選定します。

基本方針を踏まえ、各施設の空調機器選定の考え方は以下の通りです。

(1) 小中学校

学校における熱中症対策としてすべての普通教室、特別教室に空調を設けることとします。

空調機器は、空調配置に自由度が高く、汎用性があり、部屋別に温度調節が可能なビル用マルチエアコンを採用します。

なお、空調機器の設置にあたっては、既存機器の再利用の方法も視野に検討します。

(2) 公民館

公民館は特に使用している時間帯が部屋によって異なることから、空調方式は、部屋別に温度調節が可能であり、空調配置に自由度が高く、汎用性のあるビル用マルチエアコンを採用します。

(3) 熱源について

熱源は電気を基本とする一方、中圧ガスなど熱源の多重化を図る検討を行います。

5-5-2 省エネ手法の検討

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境負荷低減策に取り組んでいくとともに、省エネによって維持管理費の削減を目指します。

以下の3つの基本方針のもと本施設に適した省エネ手法を検討します。

○パッシブデザインの導入

特別な設備を用いず、建物の形、構造、材料などの建築計画の工夫によって快適な室内環境をつくりだすパッシブデザインを行います。

○省エネルギー化の推進

太陽光発電や地熱などの自然エネルギーを活用し、環境負荷低減を図るとともに、エネルギーを無駄なく効率的に使う施設とします。

(1) パッシブデザイン

- ・ 建物は東西軸配置を基本とすることで、熱負荷の大きい西日を防ぐとともに、南側採光を最大限取り込むことで、明るく快適な施設とします。
- ・ できる限り隣り合う建物の間隔を確保し、光庭を設けることで、自然採光を確保します。
- ・ 庇やバルコニーを効果的に用い、夏の強い日差しを遮り、冬の暖かい光を取り込める計画とします。

(2) 省エネルギー化の推進

- ・ 年間日照時間が長い蒲郡市の特徴を活かし、太陽光発電を設置することを検討し、再生可能エネルギーの活用を図ります。
- ・ 土中は年間を通して15℃程度と安定していることから、土中に面する建物のピットに外気を通し、夏は暑い空気を冷やし、冬は冷たい空気を暖めて、建物内に取り込む空調システム（ヒート&クールチューブ）の採用を検討します。
- ・ 屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する検討を行います。
- ・ 照明は、LED照明の導入や人感センサーによる点灯システムを採用するなど、省エネ効果の高い設備を導入します。
- ・ 断熱効果に優れた工法の採用や断熱材の配置、一般のガラスに比べ遮熱性能に優れたLow-Eガラス採用などにより、断熱性能を向上させ、エネルギー損失の低減を図ります。

(3) 省エネ手法の検討

本施設において採用を検討する省エネ手法の一覧を表 5-5-1 に示します。今後詳細設計を進めるなかで、費用対効果を比較検証しながら、本施設に適した手法を導入します。

表 5-5-1 各種省エネ手法の一例

No	省エネ手法（電気）	No	省エネ手法（水道）
1	地中熱を利用した空調	1	雨水利用（中水・洗浄水など）
2	太陽光発電	2	節水器具の使用
3	室外機の高効率機器を採用	3	井水の有効利用 （中水・洗浄水など）
4	照明機器は LED 照明を採用		
5	人感センサーの採用		
6	全熱交換器の採用		
7	太陽光風力併用型発電外灯		
8	昼光センサーによる照度制御		
9	ヒート&クールチューブ		
10	東西軸配置による熱負荷低減		
11	外断熱、適正な断熱材の配置、 Low-E ガラス採用などによる断熱性能向上		
12	自然採光を積極利用による照明使用削減		
13	自然換気の促進による中間期の空調負荷削減		

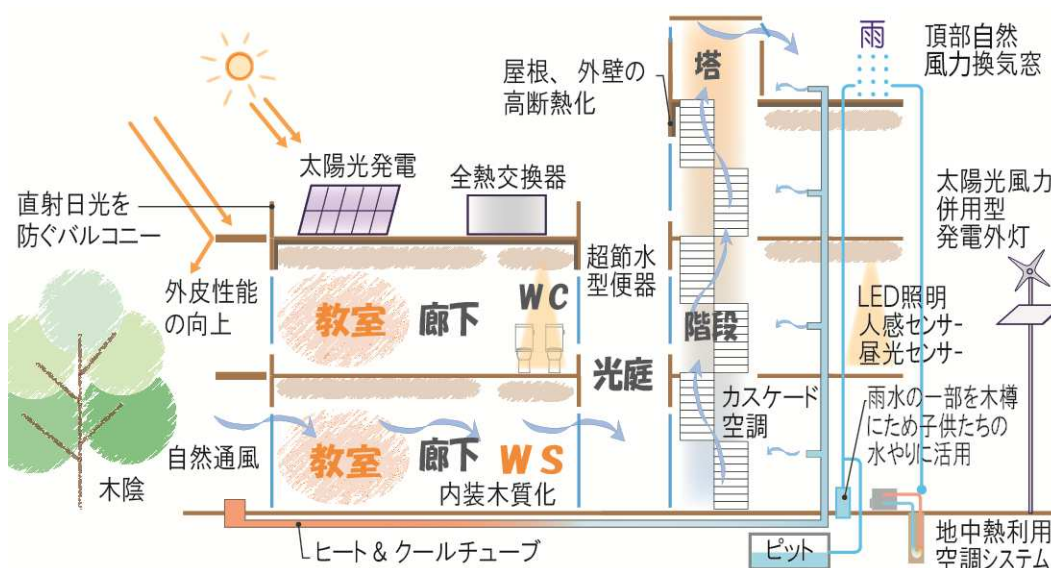


図 5-5-1 各種省エネ手法の検討

第6章 事業化計画

第6章は、ここまで検討してきた施設の整備方法や管理運営方法をもとに施設整備の事業化に向けて、概算事業費、整備スケジュール、事業手法を整理します。

6-1 概算事業費

6-1-1 設計及び工事に要する概算費用

設計及び工事に要する概算費用を以下のとおり見込んでいます。

実施設計費については、平成31年国土交通省告示第98号の考え方に基づき、用途と床面積に応じて規定されている略算表を用いて設計業務量を設定し、設計難易度を考慮して実施設計に要する事業費を算出しています。

工事費については、類似施設の事例などを参考に床面積当たりの工事費から算出するとともに、造成や道路拡幅工事などの特殊要因を付加しています。なお設計及び工事に要する概算費用は、建設物価の動向など社会情勢の影響を受けますが、施設規模、導入予定の機能などを十分に精査し、将来的に多額の財政負担とならないよう工事費の削減に努めます。

表 6-1-1 概算事業費

区 分	事 業 費
実施設計費計※1	1.6億円
工事費計	35.7億円
小中学校建設工事費 ※2	27.4億円
公民館建設工事費 ※3	2.9億円
外構・造成等工事費	5.4億円
総事業費 ※4	37.3億円

※1 実施設計費には地質調査、既設建物の解体工事及び仮設校舎に係る設計費は含んでいません。

※2 小中学校建設工事費は、校舎、プール及び体育館として使用するエリアの建設費を算出しています。なお、体育館及び公民館（児童クラブを含む）は、同一建物となっているため面積率分により算出しています。

※3 公民館建設工事費は、公民館及び児童クラブとして使用するエリアの建設費を算出しています。

※4 総事業費には、各種調査費用（測量、ボーリング、補助金申請に必要な調査など）備品購入費、引っ越し費用、その他雑費関係などについては含まれていません。

※ボーリング調査などの結果により、基礎杭や地盤改良などの工事費が別途算定される場合があります。

6-1-2 想定される財源の検討

本事業の財源は、「公共施設等適正管理推進事業債」などの市債や補助率 1/2 の「小学校の統合・屋内運動場の新增築」などの国庫補助金の活用を検討します。公共施設等適正管理推進事業債のなかでも「集約化・複合化事業」は個別施設計画に位置付けられた集約化事業であって、全体として延床面積が減少する事業が対象となります。ただし令和 4 年以降の継続は未定であり、事業スケジュールとともに、活用可能か検討していきます。

6-2 施設整備スケジュール

供用開始までに要する期間を表 6-1-1 に示します。

第 3 章の配置ゾーニングの検討では、工事期間を 6 か年で検討しましたが、児童・生徒をはじめとする施設利用者の負担軽減と工事期間中の安全性を考慮して検討を行った結果、工事期間を 1 か年短縮することが可能と判断し、実施設計期間は 2 か年程度、工事期間は概ね 5 か年程度を想定しています。

表 6-2-1 施設整備スケジュール

区 分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
実施設計							
工 事							

6-3 事業手法の検討

事業手法として従来方式、DB方式、ECI方式、PFI方式の比較検討を行いました。本事業は、小学校、中学校、公民館を集合させ、段階的に整備することを踏まえると、発注者や市民の意見が反映されやすく、事業の柔軟性が確保できる従来方式が望ましいと考えられます。

表 6-3-1 事業手法の比較検討

		①設計・施工分離 発注方式 (従来方式)	②設計・施工一括発 注方式 (DB方式)	③技術提案 ・交渉方式 (ECI方式)	④民間資金等 活用方式 (PFI方式)
概要		設計と施工を個別に別業者に発注する方式。設計事務所は委託契約書に基づき基本設計・実施設計を行う。完成した設計図書に基づき競争入札などを行い、建設会社を選定する。	基本設計をプロポーザル方式で設計事務所や建設コンサルタント会社などに委託した上で、実施設計と施工を一括して建設会社などからなる建設共同企業体(JV)に発注する方式。	基本設計後、施行者と技術協力業務を契約し、実施設計は施行者からの技術提案等の内容を反映しながら進め、実施設計後、価格交渉を行ったうえで工事契約を結ぶ方式。	設計と施工だけではなく、維持管理も含めて一括で民間会社に発注する方式。
業務発注先	実施設計	設計事務所	設計事務所 建設共同企業体	設計事務所 技術協力 設計事務所	設計事務所・建設会社・維持管理会社からなる特別目的会社(SPC)
	工事	建設会社		建設会社	
	維持管理	維持管理会社	維持管理会社	維持管理会社	
	資金調達	公共	公共	公共	
1) 発注者(市)や市民の意向が反映されるか	基本設計・実施設計の各段階で、発注者や市民の意向を確認しながら設計を進めることが出来るため、反映度合いは高い。	基本設計での発注者や市民の意向確認は行えるが、基本設計後に発注資料を作成し建物要求水準が確定するため、実施設計において意向確認及び設計反映は行うことが出来ない。	基本設計・実施設計の各段階で、発注者や市民の意向を確認しながら設計を進めるため、反映度合いは高いが、技術協力をする施行者との調整能力が求められる。	基本計画後に、発注作業に入ることとなる。設計と並行して建物要求水準を確定するのではなく、設計前に確定するため意向確認及び設計反映期間がきわめて短い。	
2) 品質の確保	発注者の意向を反映した設計図書を基に工事が行われるため、品質が確保されやすい。	建設会社に偏った設計になりやすくなる。	品質を確保のために、発注者、施行者、設計事務所の3者間の調整能力が求められる。	建設会社に偏った設計になりやすくなる。	
3) 財政負担軽減	建設会社特有の技術によるコスト削減余地は小さい。	建設会社特有の技術やノウハウが設計に活用でき、コスト削減の可能性はある。一方実施設計以降の変更に伴うコスト増は発注者負担となる。	途中段階でのコストが明確となり目標が把握しやすい。一方、実施設計時の設計変更に伴う工事金額変更ルールを明確にする必要がある。	建設会社や維持管理会社特有のノウハウが活用でき、コスト削減の可能性はある。しかし基本設計時以降の変更に伴うコスト増は発注者負担となる。	
4) 事業の柔軟性	発注が段階的になるため、その時に応じた発注内容の調整が可能。	実施設計以降の発注内容調整は困難である。	実施設計時も発注内容調整は可能だが、コスト面により変更が難しい場合がある。	基本設計以降の発注内容調整は困難である。	

第7章 施設整備による効果

これまで検討してきた施設整備方法や管理運営方法を総括し、施設整備によって、地区個別計画における期待される効果がどのように実現されるか、まとめます。

7-1 教育環境の充実

(1) 小中学校の連携

- ・蒲郡市教育委員会が設定した標準規模（小学校12クラスから18クラス、中学校9クラスから18クラス）は満たしません。小中学校を集合させることで小中学校の枠を超えた異なる学年間のつながりで多様性を育むといった新たな教育体系を構築し、「地域に根ざした学校」づくりを推進できます。運動会や文化祭・学芸会などの学校行事を小中学校で連携して行うことで、行事の盛り上がり期待できるとともに、中学生が小学生の手伝いをする、小学生が中学生を見習うといった環境で、相互に良い影響を与えることとなります。
- ・小中学校が共有できるギャラリースペースは、異学年の作品（夏休みの課題作品、写生大会の絵画、書初め等）に触れられる場所とすることで、小中学校の日常的な交流・連携の拠点となります。

(2) 小中学校の教職員の交流・連携

- ・小中学校の職員室は明確にゾーン分けしつつも、その間には間仕切り壁を設けないことで教職員同士が積極的に情報交換を行える環境となり、連携・交流の強化が図られます。
- ・小中学校で連携する合同授業などで、児童生徒がより充実した教育を受けられるようにするため、小中学校の枠を超えた授業カリキュラムの検討・作成を進めます。



図 7-1-1 エントランス広場イメージ

7-2 交流の活性化

(1) 共有空間での交流

- ・屋外広場や交流室、渡り廊下付近は、公民館利用者や学校の児童・生徒が自然と集まる空間となります。ここでは合唱の披露（学校から公民館）や大正琴の演奏（公民館）など相互の活動発表を行ったり、絵画や書道の作品を展示したりすることで、西浦地区の世代間交流の拠点となります。

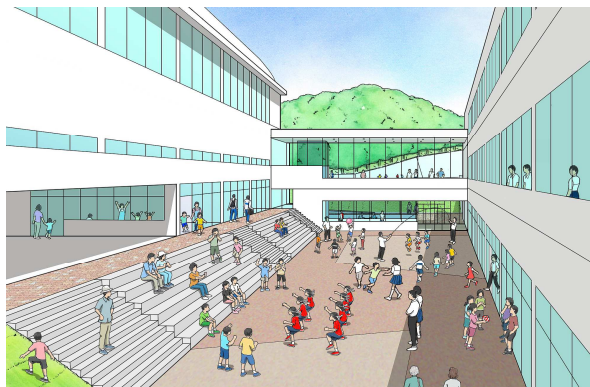


図 7-2-1 交流の拠点となる地域交流イメージ

(2) 地区の特性を生かした交流・活動

- ・海が身近にある西浦地区の特性を活かした魚のさばき方教室や調理教室などを、地域住民・学校が一体となって行うことなどで、住民の交流が活性化されるとともに、幼少期から地区への愛着が生まれることが期待されます。



図 7-2-2 地域開放する家庭科室での調理教室イメージ

(3) 児童クラブと地域サークルの交流

- ・夏休み等の長期休暇や放課後において、公民館で実施している俳句、詩吟および太極拳などの文化サークルに児童クラブが参加することで、多世代交流が期待できます。

7-3 活動の拡大・充実

(1) 特別教室・体育館の地域開放

- ・家庭科室や図工室などの特別教室を、地域住民も利用できる部屋とすることで、調理や工作などの地域活動の幅が広がります。なお、共有時のルール・運営方法の検討にあたっては、学校運営を優先します。
- ・公民館と体育館を合築施設にすることで、公民館や地域における活動で体育館利用がしやすくなり、活動の充実が図られます。

(2) 図書室の地域開放

- ・図書室は地域開放が可能な位置に配置し、地域住民が利用しやすい仕組みを計画していきます。地域住民が様々な種類の本・雑誌などの閲覧や貸出しができるエリア、自習スペースなどを設けることで、学校・公民館の相互利用だけではなく、西浦地区の住民が集まる拠点となります。また、図書室内で高齢者が低学年児童に読み聞かせするなど、活動の幅が広がることに期待が持てます。
- ・ただし、学校においては図書室で授業を行うこともあるため、可動間仕切り等で必要に応じて地域住民利用者とのエリア区画が設定できるようにします。

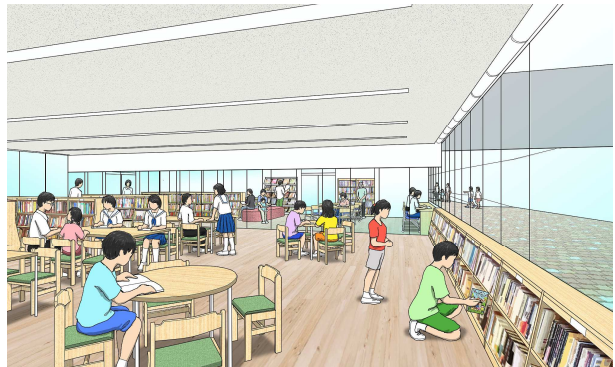


図 7-3-1 地域開放する図書室のイメージ

地区個別計画に基づく基本計画書（西浦地区）

発行・編集 蒲郡市総務部公共施設マネジメント課
〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
TEL：0533-66-1214（直通）
FAX：0533-66-1183